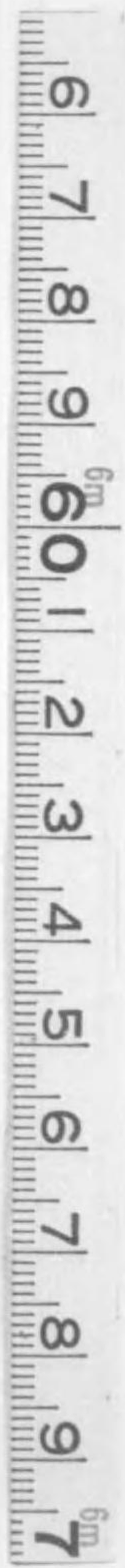


342
400



始



342-400

新註
評釋

小學大全
完

大正書院出版

貴族院議員 正二位勳四等 公爵 二條基弘閣下題字
 前宮內大臣 正二位勳一等 伯爵 土方久元閣下題字
 宮內大臣 從二位勳一等 伯爵 渡邊千秋閣下題字
 宋 朱晦庵 著
 東京高等女學校校長 勳六等 棚橋絢子刀自評釋
 東京技藝學校校長

大正
 2. 10. 14
 丙亥



高

明

基

弘



高

明

基

弘

明徳



久元魁



久元魁

明徳

久元魁

至

至

歲

千秋

至

歲

緒言

一、小學は宋の朱晦庵の纂輯する所なり、其序に曰く、小學にして人に教うるに灑掃應對進退の節、親を愛し長を敬ひ師を隆び友に親むの道を以てす、皆修身齊家治國平天下の本たる所以にして、必ず其をして之を幼稚の時に講習せしめ、其習智と長じ、化と心となりて扞格勝へざるの患なからしめんと欲す、今其全書見るべからずと雖も、傳記に雜出するもの亦多し、讀者往々直に古今宜を異にするを以て、之を行ふことなし、殊に其の古今の異なきものを知らず、固に未だ始より行ふべからずんばあらず云々と、我邦古來の道德儒教によりて陶冶鑄成せられたるもの多しと雖も、時代の變遷に隨ひ、漸く泯滅せんとするの兆

あり、然れども其忠孝友悌の根本に至りては、古今の異な
きこと、誠に朱晦庵の言へるが如し、依りて本書に評釋を
下し、聊か名教を裨補せんと欲す。

一、本書題して大全といふも舊名に従ふのみ、但其讀者をし
て容易く了解せしむるを以て足れりとなし、解説は専ら
簡淨平易を主とせり。

一、内篇は多く六經の文字にして、古奥艱澁解し易からざる
を以て、解説自ら冗長に涉り、外篇は史傳子集より抄出し、
一讀了然たるもの多きを以て、殆んど解説を要せざるの
看あり、故に前後の體裁自ら繁簡の別あるを免れず、讀者
之を諒せよ

新註
評釋

小學大全目次

内篇

◎立教第一……………一

(十三條)

◎明倫第二……………言

(百七條)

- △明父子之親……………三
- △明君臣之義……………五
- △明夫婦之別……………五

目次

- △明長幼之序……………九七
- △明朋友之交……………一〇六
- △通論……………一二

◎敬身第三……………二六

(四十六條)

- △明心術之要……………二九
- △明威儀之則……………三五
- △明衣服之制……………三六
- △明飲食之節……………三九

一

○張氏曰 童子自十歲以上者請長以教之 童子自十歲以上者請長以教之 童子自十歲以上者請長以教之

飲食必後長者始教之讓九年教之數日十年出就外傳居宿於外學書計衣不帛襦袴禮師初朝夕學幼儀請肄簡諒十有三年學樂誦詩舞勺成童舞象學射御二十而冠始學禮可以衣裘帛舞大夏惇行孝弟博學不教內而不出三十而有室始理勇事博學無方孫友視志四十始仕方物出謀發慮道合則服從不可則去五十命爲大夫服官政七十致事女子十年不出姆教婉婉聽從執麻枲治絲繭織紵組紃學女事以共衣服觀於祭祀納酒漿蘆豆菹

食を共にせず八年門戸を出入し及び席に即き飲食必ず長者に後る始めて之に讓ることを教へ九年之に日を數ふることを教へ十年出で外傳に就き外に居宿し書計を學び衣は帛の襦袴せず禮は初に誦ひ朝夕幼儀を學び簡諒を請ひ肄ふ十有三年樂を學び詩を誦し勺を舞ふ成童象を舞ひ射御を學び二十にして冠し始めて禮を學び裘帛を衣大夏を舞ふべし惇く孝弟を行ひ博く學びて教へず内にして出でず三十にして室あり始めて男の事を理め博く學びて方無く友に孫ひて志を視る四十始めて仕へ物に方りて謀を出し慮を發し道合へば則ち服從し不可なれば則ち去る五十命せられて大夫となり官政に服す七

恒下白... 女子十歲以上者請長以教之

○張氏曰 童子自十歲以上者請長以教之 童子自十歲以上者請長以教之 童子自十歲以上者請長以教之

醴禮相助奠十有五年而笄二十而嫁有故二十三年而嫁聘則爲妻奔則爲妾

十事を致す女子は十年出でず姆婉婉聽從し麻枲を執り絲繭を治め紵組紃を織り女の事を學び以て衣服を共し祭祀を觀酒漿蘆豆菹を納め禮相助奠を助くること

を教へ十有五年にして笄し二十にして嫁す故あれば二十三年にして嫁す聘すれば則ち妻なり奔れば則ち妾たり

字義 内則 禮記の内男女室に居て父母舅姑に事ふる法則なりとは古説なりされと此に摘録せるは子女教育の大體なり現代の語にて云へば家庭の教範といふを最も適當とす諸母乳母其の他保傅の諸婦人なり可者侍女等使命に應ずべき者を指す寛裕心ひろくゆつたりとしたるなり慈惠(なさけかきこと)温良(おとなしき)恭敬(禮義正しくうやくしきこと)寡言(みだりに語を發せざるなり)食食(嬰兒の始めて物を食するなり)唯命(應諾の聲なり俗にハイハイと云ふが如し男子にありては唯と云ひ女子にありては命と云ふ)顰(鄭氏の註帨巾を盛る囊となせども帯と云ふを可とす男は革の帯女は絹の帯を用うることを古の定めと見えたり絲はキマイトなり)數與方名(數は物の數なり方名は東西南北左右前後の事なり)就外傳(外に出で師に

○張横古梁
曰童子舞
教者舞之
先づ舞を
以て舞を
體を以て
心と氣を
則ち和ら
すし氣を
則ち和ら
すし氣を
則ち和ら
すし氣を

○孔氏曰
美に由り
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由
ん美に由

小學大全 内 篇

就くなり) 書計(書法算數なり) 帛襦袴(絹の下服なり) 帥初(最初教へたる禮儀を反覆すなり) 幼儀(幼少にして長者に奉事する禮儀作法なり) 請肄簡諒(鄭註に云ふ、簡は書の篇數なり、諒は言語眞實なり、請肄は長者に請ふて之を習ひ學ぶなりと。其他諸説あれども、書牘の文辭は簡にして要を得、應對の言語は、信實飾らざるを學ぶべしとの意ならん) 學樂(音樂を學ぶ) 誦詩(天子の定めたる歌謠をそらんじよむなり) 舞勺(勺は籥即ち笛を以て舞ふなり、或は云ふ、勺の舞は周公の作る所、能く先祖の道を酌みて、以て天下を養ふ意なりと) 成童十五歳以上なり) 舞象(象の舞は武王の作る所にして干羽を以て舞ふなり、干は楯、羽は箭即ち武器なり) 射御(射は弓術、御は馬術) 冠(冠を加ふ、即ち元服の儀式) 裘帛(裘はかはるも、帛はきぬ) 大夏(夏の禹王の作りし樂なり) 惇行孝弟(惇は教に同じアツクと訓す、心の厚きなり、孝は能く親に事へ、弟は幼を恤れむなり) 博學不教(學ぶこと廣く才徳を積み蓄はふるも、漫に師と稱して人に教へざるなり) 内而不出(博く學んで教へざるの意を實にするなり) 有室(妻を娶るなり) 男事(男子として社會に盡すべき勤なり、鄭註、田を受けて政役に盡すなりと) 無方(ツネナシと訓す、方は常の意なり、其宜しきところに従ふて廣く學び、拘泥せざるなり) 孫友視志(孫は遜なり、順なり、シタガフと訓す、友と交るに謙遜柔順にして、其の志の良否を察し、去就を決すべし

となり) 始仕(始めて官に就き政務に服するなり) 方物出謀發慮(事件の起るに當りて、謀慮を運らし、處置すべしとなり) 大夫(大夫は一官の政を統るものなり、天子の次に、卿あり、大夫あり、士あり、我邦の舊制も漢土に摸倣して、卿は三位以上、大夫は五位以上之を殿上人と稱し、六位以下は士に當る、猶勅任、奏任、判任と云ふが如し) 致事(致はカヘスト訓す、管掌せる政務を天子に返上して、老を告ぐ即ち隱居するなり) 十年不出(女子は十歳まで戶外に出でざるなり) 姆(女師なり、所謂家庭教師たる婦人なり) 婉婉(エンバンと讀むべし、順従の形容なり、言語動作のしとやかにしてすなほなるさまなり) 麻冢(冢も麻のたぐひ、布に織る材料) 絲繭(きぬいと、まゆ) 衽組紉(衽はきぬいと、組は平扁き紐、紉は圓き紐) 共衣服(共は供に同じ、衣服の用に供する意なり) 觀於祭祀(祖廟をまつることを觀て、其の儀式を學ぶなり) 納(ス、メと訓す、供物を神前に捧ぐるなり) 籩豆(籩は竹にて編み供物を盛る器、豆は肉を載る臺、我邦にて云へば三寶の如きもの) 菹醢(菹は蔬菜、醢は肉醬、共に神の供物とす) 禮相(禮を以て長者の事を相く) 助奠(祭事を補助をなすなり) 笄(かんざしをさすなり、男子の加冠と同じ) 有故(父母の喪に遭ふ) 聘(納幣其の他正しき禮義を以て娶られたるなり) 妻(今俗音サイと讀むも、本音はセイ、齊に同じくヒトシの意なり、夫婦其の位相均しきを云ふ、即ち正室なり) 奔(禮を具せずし

感を生ずるものなり。又立つには必ず詐の事を示さる、毎に習、性となり、長じて人を欺くの惡癖あるに至らん。又立つには必ず一定の方向を有し、左右前後に移動することなく、頭を傾け或は俯向き或は仰向き、他人の談話を偷み聴くが如き醜態あるを許すべからずとなり。

詐の事を示さる、毎に習、性となり、長じて人を欺くの惡癖あるに至らん。又立つには必ず一定の方向を有し、左右前後に移動することなく、頭を傾け或は俯向き或は仰向き、他人の談話を偷み聴くが如き醜態あるを許すべからずとなり。

評論 兒童に虚偽の事を示すべからざるは、今昔と異らざれども、現今か伽話と唱へて無益の架空譚を學校兒童の間に鼓吹すること盛なるは大に憂ふべし。兒童の好奇心を挑發すると共に荒誕不稽の妄談を喜ぶ風を長ず。輕薄なる青年文士、利を射るに敏なる奸商等の煽動に乘りて、之を獎勵する教職員あるに至つては以ての外なり。宜しく此文を反覆して、眞理の在るところを講究すべし。立つに必ず方を正しうす云々は、姿勢の齊整を教ふるものにして、今の學校教育より軍隊教育に及ぶまで、之を措いては其功を收むること能はざるべし。誰か古聖人の教を迂遠と云ふものぞ。此の如く親切にして簡明なるを知らずや。

原文 學記曰。古之教者。家有塾。黨有庠。術有序。國有學。
請方 學記に曰く。古の教は、家に塾あり。黨に庠あり。術に序あり。國に學あり。

字義 塾、門側の堂なり、古は二十五家を閭とし、閭は一巷を共にし、巷首に門あり、即ち閭門なり、門側に塾あり、里中の老て道徳あるもの、其の師となりて子弟に教ふ。黨(五百家を黨と爲す即ち二十閭なり)術(スサと讀む、一萬二千五百家なり)庠(黨中の學校)

序(術中の學校なり)
摘要 禮記の中、學校の事を記する文にして、古代學校教育の制度完備せるを知るべし。
解釋 古代の教學は、秩序整然として、二十五家毎に塾あり、邑中の兒童を聚めて教へ、五百家毎に庠あり、一萬二千五百家毎に序あり、今の小學、中學、高等學校と云ふが如く、順次に高等の教育を授け、國即ち天子の都するところに至れば、大學の設けあり。

評論 程子曰く、古は家に塾あり、黨に庠あり、遂に序あり、故に未だ嘗て學に入らざるものあらず、八歳小學に入れ、十五其の秀なるものを選びて大學に入れ、教ふべからざるものは之を農に歸し、三老里門に坐し、出入其の長幼進退揖讓の序を察すと、古代支那の教育制度果して然るや否や、古典古書の文によれば、未だ全く信すべからざるものにあらず。

原文 孟子曰。人之有道也。飽食暖衣逸居而無教則近於禽獸。聖人有憂之。使契爲司徒。教以人倫。父子有親。居臣有義。夫婦有別。長幼有序。朋友有信。

請方 孟子曰く、人の道あるも、飽食暖衣逸居して教なくんば則ち禽獸に近し。聖人之憂ふることあり。契をして司徒となり、教ふるに人倫を以てし、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありしむ。

○眞氏春秋
傳に云ふ
舜をして
教を以て
布か四方
に教を以
むに父は
慈母はは
友兄弟は
孝を以て
と孟子は

○賈氏曰
三物を設
けて萬民
に教へ、
民教に從
はざるも
罰を以て
之を懲ら
す。

○以下五
章、後世
師弟子の
教を立つ

行なきの徳は以て徳とすべからず、獨善家の事なり。徳無きの行も亦行とすべからず、偽善家の事なり。故に徳を教ふると共に行を教へざれば不可なり。六藝は禮樂射御書數、これは時代に応じて變遷するものなれば、夏殷周に用うることを以て直ちに今の社會に施すべきにあらざれば其の説を略す。郷の八刑とは、其の郷國に於て定めたる八種の刑罰なり。之を以て萬民を糾治す。不孝、不睦、不婣、不弟、不任、不恤、即ち六行に背けるものと、造言亂民の二を加ふ。但し六行と對照するに、不友なくして不弟あり。此に疑ひを生ずるものあれども、不友は不睦の内に含みて、不弟は師長を敬せざるなり。造言は偽の詞を以て衆を惑はし、亂民は國法に背き、政治を誹り、巫蠱妖教を以て教化を妨ぐるものなり。

語論 此章支那の古制度に就て、其の一斑を窺ふべし。德行藝の三者を以て、其の民を教化し、且つ其の教に背く者を刑するの法なり。故に道德と法律と相一致すといへども、後世道德の禁ずるところ法律必ずしも之を罰せず、法律の刑するところ道德之を許すの奇觀を呈することあり。教育と法律と相背馳して、國民適從するところを知らざるなり。

原文 弟子職曰。先生施教。弟子是則。溫恭自厲。所受是極。見善從之。聞義則服。溫柔孝弟。毋驕恃力。志

讀方 弟子職に曰く、先生教を施せば、弟子是れ則り。溫恭自ら厲うし、受るところ是極む。善を見ては之に従ひ、義を聞けば則

欠

欠

めなり。されば其の遺教を尋ねて、聖賢の經傳を校正し、此の篇を述作して兒童に教ふべし。

評論 此の明倫篇は凡そ二百七條あり、其の内父子の親を説くもの三十九條、君臣の義を説くもの二十條、夫婦の別を説くもの九條、長幼の序を説くもの二十條、朋友の交を説くもの十一條、結末に通論八條あり。父子、君臣、夫婦、長幼、朋友即ち五倫の道を明かにするものにして、人道の基本此に定まる。

○以下四章、親に事ふるの禮を明かにす。

原文 内則曰。子事父母。鷄初鳴。咸

盥漱。櫛縱笄總。拂髦。冠綏。嬰端鞶紳。搢笏。左右佩用。偃屨著綦。婦事舅姑。如事父母。鷄初鳴。咸盥漱。櫛縱笄總。衣紳。左右佩用。衿纓綦屨。以適父母舅姑之所。及所。下氣怡聲。

讀方

内則に曰く、子の父母に事ふるや、鷄初めて鳴けば、咸く盥漱し。櫛縱笄總し。髦を拂ひ。冠して纓に綏し。端して鞶紳し。笏を搢み、左右に用を佩び。偃屨して綦を著く。婦の舅姑に事ふるも父母に事ふるがごとし。鷄初めて鳴けば、咸く盥漱。櫛縱笄總し。衣紳し。左右に用を佩び。纓を衿に履に綦し。以て父母舅姑の所に適き、所に及べば、氣を下し聲を怡はしめ、衣の煖寒を問ひ、疾痛苛

問衣煖寒。疾痛苛癢而敬抑搔之。出入則或先或後。而敬扶持之。進盥少者奉槃長者奉水。請沃盥。盥卒授巾。問所欲敬進之。柔色以溫之。父母舅姑必嘗之而後退。男女未冠笄者鷄初鳴。盥漱櫛縱。拂髦總角。衿纓皆佩。容臭味爽而朝。問何食飲。若已食則退。若未食則佐長者視具。

瘡あれば、敬みて之を抑搔す。出入には則ち或は先んじ或は後れ。而して敬みて之を扶持し。盥を進むるには少者槃を奉げ、長者水を奉げ、沃盥を請ふ。盥卒れば巾を授む。欲するところを問うて敬みて之を進む。色を柔げて以て之を溫け。父母舅姑必ず之を嘗めて後に退く。男女未だ冠笄せざるものは鷄初めて鳴けば、盥漱櫛縱し、髦を拂ひて總角し、纓を衿び、皆容臭を佩び、味爽にして朝し。何を食飲するやと問ひ。若し已に食すれば則ち退き。若し未だ食せざれば則ち長者の具を視るを佐く。

○授はス
スムと訓
ず、まお
ちすの意
なり。

字義 盥漱(テアラヒ、クチソ、ギと訓す)櫛縱笄總(クシケツリ、カミヅ、ミ、カザシサシ、カミツカネと訓す、縦は黒き櫛にて髪を包むなり、笄は簪を横へて髻を固む、今琉球に其の遺風あり、總は練絹を割きて髪を束ぬ、今の少女の下げ髪如し、劉氏曰く、櫛

は其髪を理め、縦は之を鞞み、笄は其の紒を貫き、總は之を束ぬと)拂髦(拂ふとは塵を去るなり、髦は毛髪を以て作り冠の飾と爲す、幼時の鬢即ち産毛に蒙り、父母の恩を忘れざる意を示すものなり)冠綏纓(纓は冠の紐にして、頤の下に結び、其餘れる端の下に下垂して飾となるを綏といふ)端鞞紳(端は玄端なり、黒き上服なり、鞞は章を以て作る、膝を蔽ひて、革帯に繋ぐ、紳は大帯なり)搢笏(笏は我邦にてシヤクと云ふ、朝臣常に携帯して、君命するところあれば、之を笏に書して忽忘を戒む、笏の名ある所以にして、平時は之を紳に搢さむ、位あるものを搢紳と云ふはこれにもとづく)佩用(用は古註に、紛脱刀礪礪燧の屬とあり、紛脱は布巾、物を拭ふに供し、刀礪は小刀、砥石、礪は象牙の小楊子、衣帯の結び目などを解くに用う、燧は火打石なり、即ち日用の小器具を稱して用となす)偁(行膝即ちムカハギと訓す、脛を結束するなり)屨(沓を穿くなり)著綦(沓の紐を結ぶなり)衣紳(古註、衣きて紳を著くと)衿纓(此は冠纓にあらず、頸にかけたるひもなり、禮記に女子許嫁して纓すと衿は結ぶなり)綦屨(沓の緒を結ぶなり、禮記の註、綦は屨繫なり、屨を拘止する所以と)及所(父母舅姑の居間に至るなり)下氣(心氣をおちつけるなり)怡聲(音聲を和らげ、よろこぶさまを示す)煖寒(あつさ、さむさ)苛癢(かいたみのはげしきこと、癢はかゆし)抑搔(なでさすること即ち按摩に同じ)扶持(左右より助けさらふ)槃(盤に同

字義 枕簟(枕はマクラ、簟はタカムシロ、共に寢具を云ふ) 灑掃(水を撒きて塵を静め、掃きよむるなり)

摘要 これも禮記内則の文にして、僕婢等平生の事を教ふ。

解釋 すべて家の内外に屬する男女僕婢の輩は、鷄鳴の時刻に殘らず起き出で、手洗ひ口そ、ぎ衣服を著かへ、寢具を片付けて、座敷、玄關、庭などを掃除し、然る後に定めぬ坐席に就き、日常の作業を爲すべし。

評論 極めて平凡の教訓なれども、亦極めて緊要大切の言なり。平正明白の理なるを以て之を輕視すべからず。

原文 父母舅姑將坐。奉席請何鄉。

讀方 父母舅姑將に坐せんとすれば、席を奉けて何くに郷はんと請ひ、將に枉せんとすれば、長者席を奉けて何くに趾せんと請ふ。

將枉。長者奉席。請何趾。少者執牀與坐。侍者舉几斂席與簟。縣食篋枕。斂簟而濁之。父母舅姑之衣衾簟席枕几不傳。杖屨祇敬之。勿敢近。敦牟之敢飲食。

扈匱。非餽莫敢用。與恒飲食非餽莫之敢飲食。

ことなかれ。敦牟扈匱は餽にあらざれば敢て用うることなく、與び恒の飲食も餽にあらざれば之を敢て飲食することなかれ。

字義 將枉(寢んとするなり) 篋枕(枕を竹箱の中に收むるなり) 濁之(袋の中に入るるなり) 祇敬(つゝしみうやまふ) 敦牟扈匱(敦こゝにはタイの音なり、杯の類、牟は土釜、後世木を以て作る、扈匱共酒漿を盛るの器) 餽(餽は尊者の喰ひのこしたるもの)

摘要 父母舅姑に侍して、起居飲食に注意すべきことを教ふ。

解釋 此の章亦禮記の内則より取る。父母舅姑の坐せんとするや、其の子なり婦なり、何方へ向ひたまふと問ひて席を設くべし、其の寢んとするや何方へ御足を向けたまふと問ひて寢具を置くべし、以上は年長者の爲すところにして、年少の者は牀即ち椅子を持ち來りて與へ坐せしめ、侍女などは寢臺卓子の類を取片付け又は置きかへ、敷物類を收め、蒲團をたみ、枕簟などは夫々箱に入れ裏に入れて藏むべし。几席衾枕の類は必ずしも子婦たるもの手ら取扱はず、婢僕をして之を收めしむるも可なりとの意なり。たゞ衣衾簟席の類は一定の處に藏めて、漫に他人の物と混淆せしむべからず、杖と香とは注意して失はぬやうすべし又漫に近きて之を粗末にすべからず、敦牟扈匱即ち飲食の器も父母舅姑常用の物は、其の餽

○鄭氏曰
扈匱酒之
篋枕之
縣食之
杖屨之
勿敢之
飲食之

○將枉
寢之
更に
是に
はんと
す
はんと
す
はんと
す
はんと
す

ひきを云ふしき奉るとは、其儀を云ふしむを云ふ。

○洞々は、一屬々の顔。

色者必有婉容。孝子如執玉。如奉盈。洞々屬々然。如弗勝。如將失之。嚴威儼恪。非所以事親也。

愉色あるものは必ず婉容あり。孝子は玉を執るが如く、盈るを奉るが如く、洞々屬々然として勝へざるがごとく、之を失はんとするが如し、嚴威儼恪は親に事ふる所以にあらず。

字義

深愛（心の根柢より親を愛するなり）和氣（溫和なる顔色）愉色（よるこばしき顔色）婉容（すなほにやさしき態度）洞々屬々（心専らに正直なる形容）嚴威儼恪（嚴肅、威重、儼正、恪敬の四儀なり、平易に云へば四角ばりて儼しきことなり）

摘要

人の子たるもの、平生心を用うべき要點を示す。

解釋

赤心親を愛する者は、其容貌氣色必ず溫和、愉快、柔軟なり。其の態度は常に寶玉を護持するが如く、水の満ちたる器を捧ぐるが如く、注意に注意に重ぬべし。洞々屬々即ち心を他に移さず、慎み敬ひて、身の重任に勝へざる如く、大切の品を失ふを恐る、が如くに心得べし。餘りに嚴肅なるは親に事ふる道にあらず。

評論

深愛即ち心の根柢より親を愛せざれば、如何に禮容を整へ、甘旨を奉ずるも、孝子と云ふべからず。其の本心に出るや否やは、自ら其の容貌言語にあらはる、は理の自然なり。此の章極めて人情の幾微を得て、最も風教に益あるものなり。

原文

曲禮曰。凡爲人子者。居不主奧。坐不中席。行不中道。立不中門。食饗不爲槩。祭祀不爲尸。聽於無聲。視於無形。不登高。不臨深。不苟訾。不苟笑。

訓方

曲禮に曰く。凡そ人の子たるものは居るに奥を主とせず、坐するに席に中せず、立つに門に中せず、食饗槩を爲さず、祭祀に尸たらず、聲無きに聴き、形無きに視る。高きに登らず、深きに臨まず、苟くも訾らず苟くも笑はず。

字義

主奧（奥は室中西南の隅なり。尊者の居るところと爲す。支那の古代、家屋の制度然り、我邦の奥座敷なり）食饗（饗、饌即ち御馳走の膳部なり）槩（槩はトカキと訓ず、升目の分量を制限する具なり）尸（祭主なり）

摘要

人の子たるもの、身を處する心得を説く。

解釋

すべて人の子たるものは、尊者貴賓の坐すべき奥座敷に己の居間とすべからず。坐席の中央を占むべからず、路の中央を行くべからず、門の中央に立つべからず、以上は尊長に對して謙遜すべきを云ふ。父母賓客を饗應するには、力を極めて營辨し、家計の有無を以て、漫に制限を加ふべからず。祭祀に臨んで祭主たるべからず。父母の聲を聞き、父母の形を見ずといへども、常に父母の傍にありて、其容貌音聲に接するが如く注意すべし。高き山

○孔氏曰。凡爲人子者。居不主奧。坐不中席。行不中道。立不中門。食饗不爲槩。祭祀不爲尸。聽於無聲。視於無形。不登高。不臨深。不苟訾。不苟笑。此の章極めて人情の幾微を得て、最も風教に益あるものなり。

深き淵に登臨すべからず、危害ありて父母に憂を貽すを恐るゝなり。漫に人を咎り人を笑ふべからず、人の怨を招きて、恥辱に遭ふを恐るゝなり。

評論 人々常に此の心得を以て世に處すれば、危害に遠かり恥辱を免かるゝこと必せり。古聖人の教、反覆諷誦して、其の深意のあるところを玩味せば、一生受用して盡きざるべし。

原文 孔子曰。父母在不遠遊。遊必有方。

摘要 論語、里仁の章にある文なり。孝の一端を説く。

解釋 孔子の言に曰く、人の子たるもの、父母此の世にましますうちは、遠き地方に遊ぶべからず。定省音問を缺くのみならず。父母に憂を貽せばなり、遠き地方ならざるも、外遊するときは必ず先づ父母に其の方向箇處を告げて後に往くべし。出先に於て甲より乙に至り乙より丙に至るが如く、轉々して其の所在を知らしめざるは不可なり。

評論 少年諸子の必ず服膺すべき格言なり。

原文 曲禮曰。父母在不許友以死。

摘要 禮記の文にして、亦孝の一端を説く。

解釋 父母生存の間は、如何なる親友といへども一死以て其の急難に赴かんといふが如き誓約を爲すべからず。

評論 先儒謂ふ、仇讐に報ずるを許すは、父母歿すといへども、亦不可なり。戰國の游侠氣を以て相許し、私交を結び、仇怨を報う、流俗之を高しとす、此れ先王之必ず誅するところにして、君子之を不義となす。されば此に死を以て許すとは、死を以て相救ふべき盟約を爲すを云ふなり。

原文 禮記曰。父母在。不敢有其身。不敢私其財。示民有上下也。父母在。饋獻不及車馬。示民不敢專也。

字義 饋獻(物を人におくるなり、此より彼に遺るを饋といひ、下より上に奉つるを獻といふ)

摘要 父母生存の間は、身體財産を私に取扱ふべからずとの義を説き示めしたるなり。

解釋 父母此の世に在す間は其の子たるもの、己の身體を自由に取扱ふべからず、父母の所有として大切にすべし。有にせずは猶擅にせずと云ふが如し。又自己の財産も、父母

○朱氏曰く、死と相衛するは、仇讐を報ずるにあらざるなり。

○有は猶身及び財に當るべし。

○方氏曰く、曲禮に人の子たるもの三たび賜

賜とにうて及ばず
賜ふとにうて及ばず
賜ふとにうて及ばず
賜ふとにうて及ばず

○以下五
章は親命
を敬する
を敬する
を敬する

○呂東家
曰孝何ぞ
必し敬し
其の意を
敬するに
蓋し不意
不意の意
其の意を
蓋し不意
不意の意

の所有として取扱ふべし。一家の中此の如くなれば、一國の民亦上下尊卑の分あるを知りて、上を犯すものなく、社會の秩序を保ち得べし。又人に物を贈るにも、車馬の如き財産の重なるものを以てすべからず、是亦民に下の者の專擅の權なきを示すなり。家に父母あり、國に君あれば、其の子たり其の民たるもの、身體財産を自分の勝手に處置して、上下の分を亂すべからずとの意なり。

評論 泰西の自由民權説流行して、家に不孝の子多く、甚しきは子にして其の父を訴ふ。國に亂民ありて、其の上に抗するもの絶えず。眞に憂ふべし。以上六章の子たる者の禮を説く。

原文 内則曰。子婦孝者敬者。父母

舅姑之命。勿逆勿怠。若飲食之。雖

不者必嘗而待。加之衣服。雖不欲必

服而待。加之事。人代之。己雖不欲

姑與之。而姑使之。而後復之。

讀方 内則に曰く。子婦の孝なるもの敬なるもの、父母舅姑の命逆ふことなかれ怠ることなかれ。若し之に飲食せしめば著ますといへども必ず嘗て待ち之に衣服を加へば欲せずと雖も必ず服して待ち之に事を加へ人をして之に代らしめ己欲せずといへども姑之に與へて姑之を使ひ、而して後之を復す。

摘要

何事も父母舅姑の命令のまゝに従ふべきを説く。

解釋

子若くは婦の孝敬なるものは、父母舅姑の命令に對して、絶對的に逆らひ、又は怠るべからず。之を飲め之を食へと命せらるゝときは、己の好まざるものといへども、必ず嫌と云はず、之を飲食して其後の命令あるまで待つべし、衣服を與へらるれば、我意に適はざるものといへども、必ず之を着て後の命令あるまで待つべし。事に従ふとき、他人をして代らしめよとの命令あらば、己の言にあらざるも一時之を他人に委ね、能く教へて其の事を爲さしめ、後の命令あるを待ちて、己舊に復すべし。斯る場合に於て其の命令に従ふといへども、心に怨むところあれば、猶不孝たるを免かれず。心の底より喜んで服従するに至りて、孝道の極に至れるものなり。若し怨む心の萌すときは、修養未だ足らずとして、己を罪すべきなり。

原文 子婦無私貨。無私畜。無私

器。不敢私假。不敢私與。婦或賜之飲

食衣服布帛佩帨茵蘭。則受而獻諸舅

姑。舅姑受之則喜如新受賜。若反

讀方 子婦に私貨なし。私畜なし。私器なし。敢て私に假さず、敢て私に與へず。婦或は之に飲食衣服布帛佩帨茵蘭を賜へば、則ち受けて諸を舅姑に獻じ、舅姑之を受けば則ち喜びて新めて賜を受るが如くす。若し之を反

以下五章は愛敬を廣むるの禮を明かにす

○方氏曰く執事難易の事なる所は執事難易なる所を明かにす

原文 内則曰。父母有婢子若庶子

庶孫。甚愛之。雖父母沒。沒身敬之

不衰。子有二妾。父母愛一人焉。子

愛一人焉。由衣服飲食。由執事。母

敢視父母所愛。雖父母沒不衰。

字義 婢子(はしための生みたる子) 庶子庶孫(妾腹の子孫) 執事(執るところの事、俗にいふ仕事なり。)

摘要 庶子庶孫其他に對し、父母の愛する所を愛し、己の愛憎をほしいまゝにすべからざるを説く。

解釋 父母に婢妾の生みたる子ありて、父母之を愛すれば、父母此の世を去る後といへども、己の生きてあらん限は、父母の意を承けて之を愛敬するの情表ふべからず。己に二人の妾ありて、父母の愛するところ、己の愛するところに異なるといへども、己の愛するところを棄て、父母の愛するところを敬し、衣服飲食より日分の作業に至るまで父母の愛する者に

讀方

内則に曰く。父母に婢子若くは庶子庶孫ありて甚だ之を愛せば。父母沒すと雖も身を没るまで之を敬して衰へざれ。子二妾ありて、父母一人を愛し、子一人を愛せば、衣服飲食より、執事より、敢て父母の愛するところに視ふことなかれ。父母沒すといへども衰へざれ。

に篤くし、己の愛する者と同一にすべからず。父母世を去る後といへども此の事を變ふべからず。

評論

是れ人情の自然を矯むるものに似たり。然れども人の子たるも此心を失ふべからず。

原文

子甚宜其妻。父母不悅出。子

不宜其妻。父母曰。是善事我。子行

夫婦之禮焉。沒身不衰。

摘要

父母夫妻の關係を説く。亦内則の文なり。

子たるもの如何に其の妻を愛するも、父母の氣に入らぬ妻なれば離縁すべし。愛せざる妻なりとも、父母が能く我に事ふ良き婦なりと云はゞ、夫婦として互に禮儀を守り、生涯變ることなかれ。

評論

是亦人情の難しとするところなり、されども己の身を以て父母の犠牲とせば、何の難きことあらん。

原文

曾子曰。孝子之養老也。樂其

心。不違其志。樂其耳目。安其寢處。

讀方

孝子の老を養ふや其の心を樂ましめ其の志に違はず。其の耳目を樂ましめ、其

○孔氏曰く其妻に宜しと相善きと云ふは出でては出でて去らむむるをいふに按ずるに大戴禮に婦に七出あり、父母に順はらざるは去るといふは逆徳なるればなり

○方氏曰く其の老を養ふとは何ぞ

血不敬疾。怨起敬起孝。

起し孝を起せ。

摘要 父母の過あるときに處する心得を説く。

解釋 父母に過失あるときは、氣をおちつけ、顔色聲音を和けて之を諫めよ、諫めて聽かざれば、ますます孝敬の心を起して、其の機嫌を直したる上更に諫むべし。父母悦ばずして郷黨州閭の人々に其の過失の罪を指斥せられんよりは、寧ろ十分に諫めて過失を除くを可とす。父母其の諫を悦ばず、怒りて鞭撻を加へ、血を流すに至るも、子たるものは父母を疾み怨むべからず、更に孝敬の心をますます厚くすべきなり。

評語 東萊の呂氏曰く、敬を起し孝を起せとは、蓋し我孝敬の心、間斷なく、随つて過めば随つて起す、故に父母吾諫に従はず、怒りて之を撻ち血を流すに至るといへども、亦敬を起し孝を起し、常に自若たれと。

原文 曲禮曰。子之事親也。三諫而不聽。則號泣而隨之。

讀方 曲禮に曰く、子の親に事ふるや、三たび諫めて聽かれざれば、則ち號泣して之に隨ふと。

摘要 孝子の親を諫める場合を説く。

解釋 孝子の親を諫める場合を説く。子たるものは親の過失あるとき、三たび之を諫めて聽かざれば、又止むを得ずとして、泣き號びつゝも隨はざるを得ずと。

○三諫而後去之。是則君親之義也。父事君。君之過也。諫之。君不聽。則號泣而隨之。是則君親之義也。父事君。君之過也。諫之。君不聽。則號泣而隨之。是則君親之義也。

評語 孔氏曰く、父子は天性なり、理逃るべからず、號泣して之に隨ふとは、省悟して改めんことを冀ふなりと。

原文 父母有疾。冠者不櫛。行不翔。言不惰。琴瑟不御。食肉不至。變味。飲酒不至。變貌。笑不至矧。怒不至詈。疾止復故。

讀方 父母疾あれば、冠者櫛せず、行きて翔せず、言惰ならず、琴瑟御せず、肉を食ふも味を變ずるに至らず、酒を飲むも貌を變ずるに至らず。笑ふも矧に至らず、怒るも罵るに至らず、疾止めば故に復る。

字義 不翔(臂を張りて濶歩せざるなり)矧(ハモトと訓ず、齒根なり、音シン)

摘要 父母の疾に罹りしときの態度を述べ、亦曲禮の文なり。

解釋 父母病あるときは、冠者即ち其の子たる少年は、髪を梳らず、肱を張りて道を行かず、言語に滑稽戲謔若くは飾の詞を交へず、琴瑟の如き樂器を弄ばず、肉を食ひ酒に飲むも多きに過ぐべからず。笑ふも齷をあらはすが如き大笑を爲すべからず、怒るも罵詈の言を發するが如く激怒すべからず、偏に謹慎して、父母の大患に至らざるを以て念となすべし。病全く平癒して然る後平常に復すべし。

○孔氏曰。父母有疾。冠者不櫛。行不翔。言不惰。琴瑟不御。食肉不至。變味。飲酒不至。變貌。笑不至矧。怒不至詈。疾止復故。

重しとなす所以なり。是則君親之義也。父事君。君之過也。諫之。君不聽。則號泣而隨之。是則君親之義也。父事君。君之過也。諫之。君不聽。則號泣而隨之。是則君親之義也。

世に傳ふることを思ひて必ず之を決行すべし。若し不善を爲さんとせば、父母にまで恥辱を及ぼすことを思ひて、必ず之を止むべし。

評論 方氏曰く、將にとは其の始に萌すの謂にして、果すとは其の終を成すの謂なりと、善不善の分るところ、親を思ふと思はざるに由る、慎まざるべからず。

原文 祭義曰。霜露既降。君子履之。

讀方 祭義に曰く、霜露既に降れば、君子

必有悽愴之心。非其寒之謂也。春雨

之を履みて必ず悽愴の心あり。其の寒のいひ

露既濡。君子履之。必有怵惕之心。如

にあらす。春雨露既に濡ほへば、君子之を履

將見之。

みて、必ず怵惕の心あり。將に之を見んとす

字義 悽愴(かなしみいたむ)怵惕(おそれつゝしむ)

摘要 禮記、祭義の文なり。君子の心、時節に感じて動くことを説く。

解釋 君子の心は、時序の變る毎に、亡き親を思念して、感動することあり。故に秋霜露

降れば、之を履んで悽愴の感あり、何ぞ必ずしも寒きがためならんや。春雨露潤へば恐れつ

つしみて親に遇ふが如き心地を爲すと。
評論 春秋期を定めて、祖廟及び父母の墓を祭るはこれがためなり。

○外内は男女の分つ所なり

原文 祭統曰。夫祭也者。必夫婦親之。所以備外内之官也。官備則具備。

讀方 祭統に曰く。夫れ祭は必ず夫婦之を親らす。外内の官に備ふる所以なり。官備は

摘要 亦禮記あり。祖先父母を祭る禮を説く。

解釋 葉氏曰く、宗廟の祭には、君性を奉ぎ、夫人益を薦む。社稷の祭には君耕して以て

衆盛を供し、夫人親ら蠶して以て祭服を供す、所謂夫婦之を親らすなり。君之を治めて卿

大夫之を相け、夫人内を治めて、命婦之を相く、所謂外内の官を備ふるなりと。

評論 これ元より天子諸侯の祭事を記す。然れども一家の内父母を祭る亦夫婦之を親らし

其の事を分たざるべからず。唯國と家と大小の別あるのみ。
原文 君子之祭也。必身親莅之。有

讀方 君子の祭や必ず身親ら之に莅む。故

故則使人可也。

あれば則ち人を使ふも可なり。

摘要 亦禮記、祭統の文なり。前章と同じ。

解釋 祭は必ず自身之に臨みて行ふべし、但し止むを得ざる事故あるときは、代理の人を

して行はしむるも可なり。この君子は位にある人を指す。
評論 神靈に感通するは、祭の本意なれば、至誠を以て躬親ら之に臨まざるべからず、人

○牲は酒を盛はるなり

○莅は臨なり

○霜露既降の一字を脱するなり

○悽愴は親に感念してがためなり

○粥は穀
に同じ、
ヒサグな
り、賣る
なり。

○股の亡
びんとす
るや、と
子其の祭
器を擧ぎ
て、過る
古人の祭
器を重ん
ずるべし
と知るべし

○方氏曰
く、田祿
は祭器を
なすに非
ず、故に
祭器を假
らざるに
假らざる
を以て非
禮となす
田祿ある
祭器は必
ず祭器を
具ふに非
ず、王制
祭器を假
らざるに
假らざる
を以て非
禮となす

原文 曲禮曰。君子雖貧不粥祭器。雖寒不衣祭服。爲宮室不斬於丘木。

譯方 曲禮に曰く。君子は貧しといへども祭器を粥す。寒しと雖も祭服を衣す。宮室を爲るに丘木を斬らず。

摘要 祭祀を重んずる所以を云ふ。

解釋 呂東萊曰く。祭器は其の先に事ふる所以、之を粥れば以て祭ること能はず不仁なり。祭服は鬼神に接する所以、之を衣れば則ち褻る、不敬なり、丘木は其の宅兆を庇ふ所以、宮室を爲りて之を斬れば是其の先を慢りて吾私を濟す所以、是亦不敬なりと。

評論 我邦の武士、貧苦に處して刀劍を賣らず、以て武士の魂と稱したると相似たる論なり。

原文 王制曰。大夫祭器不假。祭器未成。不造燕器。

譯方 王制に曰く。大夫は祭器を假らず。祭器未だ成らざれば。燕器を造らず。

摘要 亦禮記なり。祭器の貴重を説く。

解釋 大夫の位にあるものは、必ず宗廟の祭を爲すべからず。而して祭器は人に借るべきものにあらず。故に祭器の出來ざるうちは、宴會の器具など決して作るべからずと。燕は宴に同じ。

器は假ら
ざるを以
て禮とな
す。

○是れ孝
經なり、
古今古
朱子疑
唯此條
他は皆
人の作
と人の
○孝の始
は身を
す。先を
す。

○高きう
以て危し
は、溢る
ば、溢る
る。高き
なり。○
○高き位
の書きな
り。○高
富の厚き
なり。

評論 以上六章は祭祀の大意を説くものにして、今の制度に合はざるものあれども人の子を孝道に導く教を補ふに足らん。

原文 孔子謂曾子曰。身體髮膚受之父母。不敢毀傷。孝之始也。立身行道。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。夫孝始於事親。中於事君。終於立身。愛親者不敢惡於人。敬親者不敢慢於人。愛敬盡於事親。而德教加於百姓。刑於四海。此天子之孝也。在上不驕。高而不危。制節謹度。滿而不溢。然後能保其社稷而和其民人。此諸侯之孝也。非先王之法。服不敢服。非先王之法言不敢道。非先王之

譯方 孔子、曾子に謂て曰く。身體髮膚之を父母に受けて、敢て毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひて名を後世に揚げ以て父母を顯はすは孝の終なり。夫れ孝は親に事ふるに始まりて、君に事ふるに中し、身を立るに終る。親を愛するものは敢て人を惡ます親を敬するものは敢て人を慢らす。愛敬親に事ふるに盡して、徳教百姓に加はり、四海に刑る。此れ天子の孝なり。上にありて驕らず。高うして危からず。節を制し度を謹み。滿ちて溢れず。然る後能く其の社稷を保ち、而して其の民人を和す。此れ諸侯の孝なり。先王の法服にあらざれば敢て服せず。先王の法言

○張氏曰 身は行の 言は行の 表は行の 言は行の 言は行の 言は行の

○朱子曰 道を用ひ 地の利を 時依りて 節田及土 節田及土 節田及土

○孝の始 終を全う するは 身を全う するは 身を全う するは

○范氏曰 孝は家 孝は家 孝は家 孝は家 孝は家 孝は家

○司馬遷 公曰 公曰 公曰 公曰 公曰 公曰

德行不敢行。然後能保其宗廟。此卿大夫之孝也。以孝事君則忠。以敬事長則順。忠順不失。以事其上。然後能守其祭祀。此士之孝也。用天之道。因地之利。謹身節用。以養父母。此庶人之孝也。故自天子至庶人。孝無終始。而患不及者。未之有也。

字義 毀傷(やぶりをそこなふ) 刑於四海(刑はノットルと訓ず。天下の規範となる也) 制節(財用を節減するなり) 謹度(法度を堅く守るなり)

摘要 孝經の文にして、孔子が曾子に對し、孝道の大要を教へたるものなり。

解釋 孔子、其の門人曾點に向つて曰く、人の身體毛髮肌膚一切、父母より賜はりし大事のものにて之を毀ひ傷るは不孝にして、之を大切に保護するは孝行の始なり。立身出世して

道徳を行ひ、令名を後の世までも傳へ、父母の譽をあらはすは、孝行の終なり。そこで孝行は能く親に事ふるを始とし、中るは君に事へ、終は立身出世するなり。親を敬愛するものは漫に人を惡み侮らず、人の怨を受けて恥辱を親を及ぼすを恐れてなり。愛敬の限を親に盡して、道徳の教天下萬民に普及し、内外諸國の模範となるは、これ天子の孝なり。貴き位にありても驕らず危からず、財用を節約し、法度を能く守り、水を器に盛りて十分なれども溢れざるが如く、注意して先祖の祭を永續せしめ、領内の民を平穩に治むるは諸侯の孝なり。衣服、言語、動作、すべて古の帝王の定め置かれたるものにあらざれば一切用ゐず、能く祖先の靈廟を保つは卿大夫の孝なり。親に事ふるところの孝敬を移して、君のためには忠臣となり、長官のためには順吏となり、而して家の祭を絶ざるは、士の孝なり。天道、地利に従ひて、耕作蠶織其他の作業に心力を盡し、身の行を謹み、用度を節儉して、父母をやしなふは庶人の孝なり。されば孝行は上、天子より諸侯、卿大夫、士、庶人に至るまで、第一に行ふべき大切の道にして、孝行の始終を全うせざるものは、禍害を免るゝことなしと。

評論 説くところ極めて平易簡明、而して孝道の廣大無邊なるを知るべし。

原文 孔子曰。父母生之。續莫大焉。君親臨之。厚莫重焉。是故不愛

訓方 孔子曰く。父母之を生む、續ぐこと焉より大なるはなし。君親之に臨む、厚きて

なりて行
を能はざ
ると能は
危辱すば
則ち其の
不孝大なる
り不孝大なる
道未だ足ら
らぬに足ら

なりて驕慢の心なく、人の下となりても不平を鳴して亂を爲すことなく、衆人と群居するも物事を争ひ鬪ふなどの事なし。上となりて驕慢なれば、世の怨を受けて亡び、下となりて亂を爲せば刑罰を受け、衆人と争ひ鬪へば兇器を以て殺傷せらる。されば驕、亂、争、此三つを除き去らざれば、毎日親に三牲の饗饌即ち如何に美味を奉つるも、不孝たるを免れざるなりと。

評論 驕、亂、争の三者を除けば、人生の幸福何物か之を加へん、是を孝行の餘徳とせば孝を以て百行と基となす亦宜なり。

原文 孟子曰。世俗所謂不孝者五。

讀方 孟子曰く。世俗の所謂不孝なるもの

惰其四支。不顧父母之養。一不孝也。博奕好飲酒。不顧父母之養。二不孝也。好貨財。私妻子。不顧父母之養。三不孝也。從耳目之欲以爲父母戮。四不孝也。好勇鬪狠。以危父母。五不孝也。

五つ。其の四支を惰り、父母の養を顧みざるは一の不孝なり。博奕し酒を飲むことを好み父母の養を顧みざるは二の不孝なり。貨財を好み妻子に私して父母の養を顧みざるは三の不孝なり。耳目の欲を從にして以て父母の戮を爲すは四の不孝なり。勇を好みて鬪狠し、以て父母を危うするは五の不孝なり。

字義 四支(兩手兩足)博奕(六博は局戲、家語に君子は博せず、其の惡道を兼ね行ふが故なりと、奕は圍碁の事なり、博奕と云へば雙六、圍碁の事なれども、後世一切の賭博を云ふ)戮(恥辱なり)鬪狠(暴横)争を好むなり狠又狠に作る、鬪むなり)

摘要 孟子、離婁章の文なり。世俗の五不孝を列擧す。

解釋 孟子云ふ。普通世間にて不孝と云ふもの五つの種類あり。其の一は手足を働かせず懶惰に身を持崩して、父母を養はざるもの。其の二は賭博、飲酒に耽りて家産を傾け、親を養はざるもの。其の三は私慾を擧にして金錢を吝み、妻子の愛に溺れて、父母を顧みざるもの、其の四は我耳目の欲をほしいまにし、父母の恥辱になることを仕出すもの。其の五は漫に勇氣に逸りて人と争ひを惹き起し、父母の身にまで危難を及ぼすものなりと。

評論 今も昔も社會の狀態は變ること少し、此の文を見るに、三千年前の孟子時代に於る五不孝、大正時代の日本にも比々として之あり。殊に三、四の不孝殊に多く、所謂西洋の新主義を輸入したる夫婦本位など唱ふるものは何れも妻子に私して父母の養を顧みざるものなり。

原文 曾子曰。身也者父母之遺體也。
讀方 曾子曰く。身は父母の遺體なり。父

行父母之遺體。敢不敬乎。居處不莊
母の遺體を行ふ。敢て敬せざらんや。居處莊

○正○莊は端
るなり。
○五者不
忠は信男
の成らざ
るなり。

非孝也。事君不忠非孝也。泄官不
敬非孝也。朋友不信非孝也。戰陳無
勇非孝也。五者不遂。裁及其親。敢
不敬乎。

ならざるは孝にあらざるなり。君に事へて忠
ならざるは孝にあらざるなり。官に泄んで敬
ならざるは孝にあらざるなり。朋友に信なら
ざるは孝にあらざるなり。戰陳に勇なきは孝
にあらざるなり。五者遂ざれば裁其の親に及
ぶ、敢て敬まざらんや。

字義

戰陳(陳は陣に同じ)遂(成なり)裁(災に同じ)

摘要

禮記の文なり。亦五不孝を列舉す。

解釋

曾子云ふ。人の身體は父母の遺體なれば、之を取扱かふには、十分注意して敬愛せ
ねばならぬ。平生動作の端莊ならざる、君に事へて不忠なる、官職に居りて肅敬ならざる、
朋友に信なき、戰闘に勇なき、此の五つは不孝なり。此の五不孝あれば、必ず禍害を父母に
及ぼす、實に慎しむべきことなりと。

評論

眞氏曰く、身體髮膚之を父母に受け、敢て毀傷せざるは孝の始なりと。然るに忠臣
義士死を視ること歸するが如くなるは何ぞや、此れ其の他の毀傷と同じからず、蓋し身を殺
すは仁を成す所以、既に仁を成せば則ち孝其の中にあり云々。

原文

孔子曰。五刑之屬三千。而罪

讀方

孔子曰く。五刑の屬三千。而して罪

字義

五刑(墨、劓、剕、宮、大辟の五なり。墨は黥、劓は鼻を割く。刑は又劓と云ふ
足を斷つ。宮は腐刑又淫刑と云ふ、男子の體を毀なり。大辟は死刑)三千(墨一千、劓一
千、剕五百、宮三百、大辟二百、總て三千條に分つ)

解釋

孝經五刑章の文なり。孔子云ふ、五刑を細別すれば三千條の多きに達す、其の中不
孝の罪を以て第一重きものとすと。

評論

一言能く不孝の子をして戰慄せしむ。寸鐵人を殺すと云ふべし。

右明父子之親

讀方

禮記に曰く。將に公の所に適んとし

原文

禮記曰。將適公所宿齊戒。居

讀方

ては、宿に齊戒し、外寢に居して沐浴し。史、
象、笏を進め、思對命を書す。既に服し、容
觀玉聲を習ひて乃ち出づ。

外寢沐浴。史進象笏。書思對命。既
服。習容觀玉聲。乃出。

字義

公所(蓋し王朝なり)外寢(外殿なり)象笏(象牙の笏)思對命(思は君に告ん
と思ふ所、對は君に對へんとする所、命は君の命する所)容觀玉聲(容觀は容儀服装)玉

○以下二
十章、君
臣の義を
明かにす
なり。○室
○寢は堂
○朱子曰
○忽忘に備
故に手に

十三日二月十日

の核あるものは其の核を懐にす。

者懐其核。

君前果物を賜はりし時の禮を記す。

摘要

君の御前に於て、果物を賜はれば、之を食して其の核あるものは、核を懐中に入れ

解釋

家に携へ歸り、漫に路傍に棄つべからず。

原文

御食於君。君賜以餘。器之漑者不寫。其餘皆寫。

摘要

君に陪食するときの禮を記す、亦曲禮の文なり。

解釋

君に陪食の時、君食して餘れるものを賜へば、瓦陶木材にて作れる洗ふべき器中の物は、其のまゝ、拜味し、洗ふべからざる器中の物は別器に移して拜味すべし。

原文

論語曰。君賜食。必正席先嘗之。君賜腥。必熟而薦之。君賜生。必畜之。

摘要

論語郷黨篇にして、孔子の君より食を賜りし時のさまを記す。

解釋

孔子は君より食物を賜はれば、必ず座席を正しくして嘗め試み、又生肉を賜はれば必ず煮熟して之を祖考に獻り、生魚生鳥の類を賜はれば必ず生きながら之を飼ふ。

原文

侍食於君。君祭先飯。

摘要

君に侍食し、君祭れば先づ飯す。

解釋

孔子、君に陪食して、君其の祖先を祭れば、己敢て客禮に居らず、先づ毒味のため

原文

疾君視之。東首加朝服。拖紳。

摘要

疾めるとき、君之を視れば、東首して朝服を加へ、紳を拖く。

解釋

孔子病に罹りしとき、君來りて之を見舞へば、臥床を北牖の下より南牖の下に移し

原文

君命召。不俟駕行矣。

摘要

君命じて召せば、駕を俟ずして行く。

解釋

孔子、君より召るゝときは、車馬の準備整はざるうち急ぎて馳せ参じたり。

原文

吉月必朝服而朝。

摘要

吉月には必ず朝服して朝す。

解釋

吉月は朔日なり、毎月朔日には必ず朝服を著けて君の御機嫌伺ひとして朝に出づ。

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

原文

孔子曰。君子事君。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。故

摘要

孔子曰く。君子の君に事ふるには、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

解釋

進んでは忠を盡さんことを思ひ、退きては過

○此章は古事文孝經にあり。○疾ひる者當に北處を○下北處を○輔氏を○存一息を○廢せず

○眞氏曰
入て君に
見入るは
出で退は
室に適と
をいふと

○此章、
論語八
併の篇を

○此章、
臣の忠
を勸むる
を君の
を以て
するに
似たる

○論語先
進孔子の
季子然に
答ふる言

○問曰、
○論語、
難しき
を以て
欺かざる
を以て
先告る
に、子路
に、勿
れ、云ふ
と、後、
論語、
貨、論、
治、家、
の、人、
此、の、
識、み、
然、ち、
幾、人、
ぞ、し

上下能相親。

を補はんことを思ひ、其の美を將順し、其の惡を匡救す。故に上下能く相親む。

字義

摘要

將順(將は助なり、史記に過を補ひ美を將くと) 此章以下八章皆臣節を盡すことを説く。

解釋

孔子云ふ、君子の君に事ふるには、進んでも退いても、たゞ一途に己の忠を盡し、君の過を補ふことのみを思ひ、君の美を助け成し、君の惡を匡し救ふべし。さすれば君臣相親みて相疑ふことなしと。

原文

君使臣以禮。臣事君以忠。

讀方

君、臣を使ふに禮を以てし、臣、君に事ふるに忠を以てす。

解釋

孔子、魯の定公の問に答へし言にして、事理明白、別に解釋を要せざるべし。

評論

論語集註に曰く、或人問ふ、君、臣を使ふ禮を以てせざれば則ち臣の君に事ふる忠ならざるべきか曰く、君、臣を使ふに禮を以てせざれば臣則ち去ることあらんのみと。孔子孟子皆其の意を君に得ざれば去りて他に適く、以て彼邦君臣の義を知るべし。我は則ち然らず君、君たらずといへども、臣以て臣たらざるべからず、皇室と臣民とは父子的關係ありて、絶對に相離るべからず、是國體の尊嚴、萬邦に冠絶せる所以なり。

原文

大臣以道事君不可則止。

讀方

大臣は道を以て君に事へ可なれざれば則ち止む。

解釋

君無道にして、其の大臣正道を以て之を規諫矯正し、若し聽かれざれば宜しく其の職を去るべし。

原文

子路問事君。子曰。勿欺也。而犯之。

讀方

子路、君に事へんことを問ふ、子曰く欺くことなかれ。而して之を犯せ。

解釋

子路、君に事ふる道を孔子に問ふ、孔子答へて云ふ、君に事ふるには、是を是とし非を非として、直言隠すことなく、假にも欺むくなかれ、君之を聽かざれば顔色を犯して飽まで諫めよと、

原文

鄙夫可與事君也與哉。其未得之也。患得之。既得之。患失之。苟患失之。無所不至矣。

讀方

鄙夫與に君に事ふべけんや。其の未だ之を得ざるや之を得んことを患ひ、既に之を得れば之を失はんことを患ふ。苟くも之を失はんことを患へば至らざるところなし。

解釋

心鄙しき小人は、如何にして共に君に事ふべきぞ。彼等其の志を得ざる時は、普通人の爲し能はざる危険又は恥づべき事まで爲して、専ら君の御意に入り、地位權勢を得

り。

評論

婚嫁に臨んで、父母の子を戒むる嚴肅慎重の態を知るべし。

原文

禮記曰。夫昏禮萬世之始也。

取於異姓。所以附遠厚別也。幣必誠。辭無不腆。告之以直信。信事人也。信婦德也。一與之齊。終身不改。故夫死不嫁。男子親迎。男先於女。剛柔之義也。天先乎地。君先乎臣。其義一也。執摯以相見。敬章別也。男女有別。然後父子親。父子親然後義生。義生然後禮作。禮作然後萬物安。無別無義。禽獸之道也。

讀方

禮記に曰く、夫れ昏禮は萬世の始なり。異姓に娶るは遠きに附し別を重んずる所以なり。幣は必ず誠にして、辭諷からざるなし。之に告るに直信を以てす。信は人に事ふるなり。信は婦徳なり。一たび之と齊すれば終身改めず、故に夫死するも嫁がず、男子親迎して、男女に先づは剛柔の義なり。天は地に先んじ、君は臣に先んず、其の義一なり。摯を執りて以て相見ゆるは敬みて別を章にするなり。男女別ありて、然る後に父子親み、父子親みて然る後に義生ず。義生じて然る後に禮作る。禮作りて然る後に萬物安んず。別なく義なきは禽獸の義なり。

○齊は妻なり。夫と成り。○男先づ往きて女を迎ふ。之を親迎と云ふ。○章は明なり。○勢は貴なり。○摯は執りて信を表す。○厚は重なり。○腆は善也。○齊は妻なり。夫と成り。○男先づ往きて女を迎ふ。之を親迎と云ふ。○章は明なり。○勢は貴なり。○摯は執りて信を表す。

解釋

夫れ婚禮は子孫相繼ぐ、萬世の始なり同姓を娶らず、異姓を娶るは疏遠の者に依附して、同族相別る、を重んずるが爲なり。幣物(結納)を納る、は必らず誠心を以てし、辭令亦善を盡し、正直信實の事を以て告ぐべし(世俗の所謂媒人口は之に反して其の弊甚し)人に事ふるには信を以て第一とす。婦人は常に舅姑及び夫に事ふる者なり。故に信は婦徳の最たり。然るに之を迎ふる時、偽を以てするは、婦に不信を教ふるなり。婦人は一たび人の妻となれば終身改めず、夫死するも再び嫁がざるなり。是れ信の第一の徳とするが故なり。親迎の禮、男先づ女の家に行きて迎へ、女より先づ男の家に至らざるは、男剛女柔の義に従ふなり。天の地に先ち、君の臣に先つ亦同じ理なり。雁を贄として男女始めて相見ゆるは、雁は再び偶せずと云ひて、一たび雌其の雄を失へば再び他の雄を求めざるがためにして、男女別あるを明かにする所以なり。男女別ありて父子親み、父子親みて人たるの義生じ、義生じて禮作り、禮起りて萬物其の所を安んじ、天下治るべきなり。若し夫れ男女別なくして、彼の夫、此の妻といふ定めなくば、社會の秩序は全く亂れて婦人、子を生むも誰を父とするを知らず、父子兄弟、叔姪の區別を失はん、之を明かにするは夫婦男子の別あるに始まる。禮義も之より生じ、萬物も之によりて秩序を保つなり。若し夫れ然らずんば禽獸と何ぞ異ならん。

評論 輓近男女其の性慾を縱まゝにして、自由結婚又自然主義の語あり。其弊の甚しき殆んど夫婦別無きに至らんとす。倫理の大本是に於てか壞れ、父子の親、君臣の義も亦之を廢せんとす。所謂危険思想の分子は此等の徒によりて、青年男女を墮落せしむ、其の弊を救ふの策としては、此等の文を諷誦講解以て根本的に其の思想の謬れるを正さしめんのみ。

原文 取婦之家。三日不學樂。思

讀方 婦を娶るの家は、三日樂を擧げず、親に嗣ぐを思ふなり。

嗣親也

解釋 子の婦を娶るは、父母に代る準備にして、新陳代謝の來るものなれば、父母のためには悲しむべし。故に三日音樂を廢するなり。

原文 昏禮不賀。人之序也。

讀方 婚禮賀せざるは、人の序なればなり。

解釋

婚姻は父母と子婦と代謝交替するものして慶賀すべからず。

原文 内則曰。禮始謹於夫婦。爲宮

讀方 内則に曰く。禮は夫婦を謹むに始まる。宮室を爲り、外内を辨じ、男子は外に居

室。辨外内。男子居外。女子居内。深宮固門。閨寺守之。男不入。女不出。男女不同。櫛枷。不敢縣於夫之櫛枷。

り、女子は内に居り、深宮門を固め、閨寺之を守り、男入らず女出でず、男女櫛枷を同うせず敢て夫の 櫛に懸けず、敢て夫の篋筒に

○饒氏曰く、娶るは父母に代る。漸あり。擧げ樂を。

○序は代謝なり。

○周禮天子に云ふ、官人王を掌るとし、寺人王を掌るとし、言たるや、侍たり、親待たり、觀の義を、人は王宮關取

中門を守るの禁を掌るに云ふ、義に云ふ、門の賤者守りし。

○劉氏曰く、宮深から、外則ち内、門の堅く、固から

不敢藏於夫之篋筒。不敢共溷浴。夫不在。斂枕篋。簟席獨。器而藏之。少事長。賤事貴。咸如之。雖婢妾。衣服飲食必後。長者妻不在。妾御莫敢當夕。

藏せず、敢て溷浴を共にせず、夫在らざれば枕篋を斂め、簟席は獨にし、器に之を藏む。少の長に事へ賤の貴に事ふ咸之の如くす。婢妾と雖も衣服飲食は必ず長者に後る。妻在らざれば妾御敢て夕に當ることなし。

字義 閨寺(閨は中門の禁を守り、寺は内人の禁を守る者なり) 櫛枷(櫛は篋筒なり、枷は横木なり、共に衣服を曝すに用う) 溷浴(浴室なり) 篋(かご)

摘要 男女内外の別を嚴重にすべきを云ふ。

解釋 禮は夫婦相衰れずして、別を謹しむに始まる。されば居室を作るにも外と内との別を明かに分ち、男は外室に居り、女は内室に居るべし。其の室は深奥にして、内外を限るの門を堅くし、中門を守るに閨人あり、閨門を守るに寺人あり。男女漫に相往來するを禁じ、男女の衣服は同一の物干竿を用ゐず妻の衣服は夫の竿に懸けず、又夫の篋筒(昔は竹籠に衣

【平論】今の時代に通用すべからざるものありといへども、男女の別を謹む精神は飽まで之を採るべし。

○大戴禮
本命篇
○伏は服
從なり。

○遂は擯
を成す事
り易の事
無收遂の
羊傳の公
皆此義事
○禮は食
を尊に進
むるなり
○及日は
終日の如
し。

○己に長
兄と云へば
知

【原文】孔子曰。婦人伏於人也。是故無專制之義。有三從之道。在家從父。適人從夫。夫死從子。無所敢自遂也。教令不出閨門。事在饋食之間而已矣。是故女及日乎閨門之內。不百里而犇喪。事無擅爲。行無獨成。參知而後動。可驗而後言。晝不遊庭。夜行以火。所以正婦德也。女有五不取。逆家子不取。亂家子不取。世有刑人不取。世有惡疾不取。喪父長子不取。婦有七去。不順父母去。

【讀方】孔子曰く。婦人は人に伏す。是故に專制の義なくして三從の道あり。家にありては父に從ひ、人に適きては夫に從ひ、夫死すれば子に從ひ、敢て自ら遂にするところなし。教令閨門に出でず、事は饋食の間にあるのみ。是故に女は日を閨門の内及へ、百里にして喪に犇らす。事は擅に爲すことなく、行は獨成することなし。參り知らしめて後に動き、驗ありて後に言ふ。晝も庭に遊ばず、夜行くには火を以てす。婦徳を正す所以なり。女に五不取あり。逆家の子は取らず、亂家の子は取らず、世刑人あるは取らず、世惡疾あるは取らず、父を喪ふ長子は取らず。婦に七去あり、父母に順ならざるは去り、子無きものは去り、淫なるものは去り、妬むものは去り、惡疾あるは去り、多言なるは去り、竊盜するものは去る。三不去あり、取るところありて歸す所なきものは去らず、三年の喪を與り更れば去らず、前に貧賤にして後に富貴なるは去らず。凡そ此れ聖人、男女の際を順にし、婚姻の始を重んずる所以なり。

○又父を喪
へば命を
受るとこ
ろなきを
以て娶ら
ず。

○逆家は
不忠不義
の家は禮
法を知ら
ざる家なり

無子去。淫去。妬去。有惡疾去。多言去。竊盜去。有三不去。有所取無所婦不去。與更三年喪不去。前貧賤後富貴不去。凡此聖人所以順男女之際重婚姻之始也。

り、父母に順ならざるは去り、子無きものは去り、淫なるものは去り、妬むものは去り、惡疾あるは去り、多言なるは去り、竊盜するものは去る。三不去あり、取るところありて歸す所なきものは去らず、三年の喪を與り更れば去らず、前に貧賤にして後に富貴なるは去らず。凡そ此れ聖人、男女の際を順にし、婚姻の始を重んずる所以なり。

摘要

婦人の三從、五不娶、七去、三不去を説く。

解釋

孔子云ふ。婦人は男子に服従すべきもの故に、獨斷專制の權ある理無く、三從と云うて、未だ嫁がされば父に從ひ、嫁ぎては夫に從ひ、夫死すれば子に從ふの義務あり、決して一人事を決すべきものにあらず。母として又姑としても其の教は家庭に止まりて、事は一家の飲食を掌るべきのみ。故に女子は終日家庭以外に出でず、喪の事といへども、百里の遠きには赴くべからず。何事も獨斷專決行を爲さず、父夫又は子に相謀りて後に動き、經驗の徴すべきありて後に口を開くべし。晝といへども外庭に出で、遊ばず、夜行くには燈火

○五不娶 七不娶 八不娶 九不娶 十不娶 十一不娶 十二不娶 十三不娶 十四不娶 十五不娶 十六不娶 十七不娶 十八不娶 十九不娶 二十不娶 二十一不娶 二十二不娶 二十三不娶 二十四不娶 二十五不娶 二十六不娶 二十七不娶 二十八不娶 二十九不娶 三十不娶 三十一不娶 三十二不娶 三十三不娶 三十四不娶 三十五不娶 三十六不娶 三十七不娶 三十八不娶 三十九不娶 四十不娶 四十一不娶 四十二不娶 四十三不娶 四十四不娶 四十五不娶 四十六不娶 四十七不娶 四十八不娶 四十九不娶 五十不娶 五十一不娶 五十二不娶 五十三不娶 五十四不娶 五十五不娶 五十六不娶 五十七不娶 五十八不娶 五十九不娶 六十不娶 六十一不娶 六十二不娶 六十三不娶 六十四不娶 六十五不娶 六十六不娶 六十七不娶 六十八不娶 六十九不娶 七十不娶 七十一不娶 七十二不娶 七十三不娶 七十四不娶 七十五不娶 七十六不娶 七十七不娶 七十八不娶 七十九不娶 八十不娶 八十一不娶 八十二不娶 八十三不娶 八十四不娶 八十五不娶 八十六不娶 八十七不娶 八十八不娶 八十九不娶 九十不娶 九十一不娶 九十二不娶 九十三不娶 九十四不娶 九十五不娶 九十六不娶 九十七不娶 九十八不娶 九十九不娶 一百不娶

○有見 然奇才卓 衆人所不知 云云

を挑ぐ、是れ婦人の徳を正すがためなり。女子に娶るべからざるもの五あり、逆家の女、亂家の女、世々刑人ある家の女、世々惡疾ある家の女、父を喪ふの長女是なり。逆家は謀叛人の家、亂家は亂倫の家、惡疾は癩病なり。又七去あり。父母の命に悖る女、子なき女、淫婦、妬婦、癩病の女、多言の女、物を盗む女、以上七種の女は皆離縁すべし。されども其の中三不去といふて、如何なる場合にも離縁すべからざる三種の女あり。第一娶るときは父兄ありしも、歸すときは父兄已に亡びて頼るところなき女、之をして路頭に迷しむるは不仁なり。第二舅姑のため三年の喪を夫と共に服せし女は其の貞淑實に嘉すべきを以てなり。第三娶るとき貧賤なるも、後富貴なるに及んで妻を出すは亦人情にあらず。以上述るところは、男女の間を和順にし、婚姻の始を慎むべきものなり。

原文 曲禮曰。寡婦之子。非有見焉。弗與爲友。

讀方 曲禮に曰く、寡婦の子は見なることあるにあらざれば與に友と爲さず。

解釋 寡婦の子は才徳大に顯はれたる者にあらざれば友として交はるべからずとなり。蓋し父無きの子は、教訓嚴ならずして偏僻あるを常とすればなり。又寡婦老うと雖も、其の家に出入するは男女の嫌あればなり。

右明夫婦之別 (凡九條)

○孟子 盡心章 孩提之童 抱之提之

原文 孟子曰。孩提之童。無不知愛其親。及其長也。無不知敬其兄也。

讀方 孟子曰く。孩提の童も其の親を愛するを知らざるなく、其の長するに及んで其の兄を敬ふを知らざるなし。

解釋 孟子云ふ、二三歳の小兒も皆其の親を愛することを知らる、是孝なり。稍長すれば皆兄を敬ふを知る、是悌なり、されば孝悌は天性の自然に出で、無智の兒童も亦之を知れり。而して世に不孝不悌の人多きは何ぞや、物慾之を蔽へばなり。

原文 徐行後長者。謂之悌。疾行先長者。謂之不弟。

讀方 徐行して長者に後るゝは之を悌といひ、疾行して長者に先つは之を不悌といふ。

解釋 孟子云ふ、幼者、長者に隨ひ路を行くに、徐行して後るゝは易く、疾行して先つは難し、易きもの即ち悌として、難きものは即ち不悌なり、忠孝仁義總ての善は、惡を爲すより易き道理なるに、世の人其の易きを避け難きに就て惡人となるは何ぞやと。

原文 曲禮曰。見父之執。不謂之進。不敢進。不謂之退。不敢退。不問不敢對。

讀方 曲禮に曰く。父の執に見えて、之に進めと謂はざれば敢て進まず、之に退けと謂はざれば敢て退かず、問はざれば敢て對へず。

解釋 父の友を敬ふは、即ち父を敬ふ所以なり。故に一舉一動其の命合あらざれば、敢て

○亦孟子 告子章 陳氏曰 其能自知 然其性

所は必ず古人聖賢の道に従ひ、堯舜文武の如き先王を稱揚せよ。

○曲禮

原文 侍坐於先生。先生問焉終則對。請業則起。請益則起。

讀方 先生に侍坐し、先生問ふこと終れば則ち對へ、業を請へば則ち起ち、益を請へば則ち起つ。

解釋 師に侍坐するとき、師の問の全く終らざるうちは、決して答ふべからず、學課の教を願ふときは起つて禮し、又質問のときも起つて禮すべし。

○曲禮

原文 尊客之前不叱狗。讓食不唾。

讀方 尊客の前に狗を叱せず。讓食には唾せず。君子に侍坐し、君子欠伸して、杖履を撰ち、日の蚤莫を視るときは、侍坐の者出んと請ふ。

侍坐於君子。君子欠伸。撰杖履。視日蚤莫。侍坐者請出矣。

解釋 尊貴なる客の前に於て、狗などを叱るは無禮なり。食に臨んで相讓るときに唾を吐くは無禮なり。君子(長者同じ)に侍坐して、君子欠伸をなし、自ら杖履を持ち、時刻を檢するときは、君子倦みて退席の意あるものなれば、其の意を早く察して、侍坐の者より、いざ退り出んと請ふべし。

○曲禮

原文 侍坐於君子。君子問更端則

讀方 君子に侍坐して、君子問ふこと端を

○曲禮
○少時の間
○暇

起而對。

解釋 君子に侍坐して、君子下問するに、其の事件の異なる毎に、起つて禮を施し、而して答ふべし。

原文 侍坐於君子。若有告者。曰少

讀方 君子に侍坐し、若し告るものありて少間に復すことあらんと曰へば、則ち左右に屏きて待つ。

解釋 君子に侍坐し、若し暫時の間か話申し上げたき事ありと、君子に告る人あらば、侍坐の者は直に左右の次の室に退出して待つべし。

原文 侍飲於長者。酒進則起拜受

讀方 長者に侍飲し、酒進めば則ち起て尊所に拜受し、長者辭すれば少者席に反りて飲み、長者舉して未だ酌せざれば少者敢て飲ま

於尊所。長者辭。少者反席而飲。長者舉未酌。少者不敢飲。

解釋 少者、長者の飲席に侍するとき、杯の獻酬始れば、少者は起て酒樽を飾りし所にて杯を拜しつゝ受け、長者辭すれば、少者舊の席に歸りて飲む。長者杯を舉げ未だ飲ざるうちは、少者飲むべからず。

○曲禮
○饒氏云
○所は酒樽の所
○に君は燕禮の
○支酒南に
○即ち尊者
○の前

老不徒食。

君子の耆老は徒行せしめず。庶人の耆老は徒食せしめず。

○雁行は斜めに稍退くなり

解釋 父と同年輩の人には跡に隨ひ供を爲すべく、兄と同年輩の人には並んで我は稍後になるべし、同年の朋友には並び行きて追越すべからず、長者の輕き荷物は己の分と併せ持ち重き物は其の一部分を携ふべし、白髮の老人には全く荷物を持たしめず、位ある老人には徒歩せしめず、一般の老人には徒食せしめざるなり、徒食とは食に肉無く、徒行とは行くに車馬なきなり。

原文 論語曰。鄉人飲酒。杖者出斯出矣。

讀方 論語に曰く。郷人の飲酒に杖者出れば斯に出づ。

○杖者老七十にして杖につて郷に杖

解釋 郷黨の公會、飲酒の席にて、七十以上の老人より先に出づべからず、老人既に出れば、少者次で出で、敢て後るべからず、之を扶持せんがためなり。

右明長幼之序 (凡二十條)

原文 曾子曰。君子以文會友。以友輔仁。

讀方 曾子曰く、君子は文を以て友を會し友を以て仁を輔く。

○論語、顔淵篇、右翼助は左

解釋 曾子云ふ、君子學を講ずるために友を會し、道を修むれば、其の友を以て各自仁義

○論語、子路篇、

原文 孔子曰。朋友切切悃悃。兄弟怡怡。

讀方 孔子曰く、朋友には切々悃々、兄弟には怡々たり。

解釋 切々は懇到、悃々は精勉、怡々は和悦の貌なり。相益し相悦ぶを云ふ。

○孟子、離婁章、

原文 孟子曰。責善朋友之道也。

讀方 善を責るは朋友の道なり。

原文 子貢問友。孔子曰。忠告而善

讀方 子貢、友を問ふ、孔子曰く、忠告して善く之を導き、不可なれば則ち止む、自ら辱しむるなかれ。

○論語、顔淵篇、

原文 道之不可則止。毋自辱焉。

解釋 子貢、朋友相交はる道を問ふに、孔子答ふ、心の誠を盡して之を善に導き、若し聽かざれば止むべし。聽かざるものに強て聽かしめんとすれば却て我恥辱となることありと。

原文 孔子曰。居是邦也。事其大夫之賢者。友其士之仁者。

讀方 孔子曰く、是の邦に居ては、其の大夫の賢者に事へ、其の士の仁者を友とす。

○論語、衛靈公篇、

解釋 孔子云ふ、己の居る所の國の大夫中其の賢きものに能く事へ、士の仁徳あるものを友とすべしと。

○階は進
むるなり
又階は
九拜なり

24th

○曲禮曰
呂氏曰
尊貴の義
を以て
之を尊ぶ
を得ず

階則先左足

——ち左足を先にす。

解釋 主人、賓客を同行して門に入るときは、何れの門も客に譲りて先づ入らしめ、内門に至れば、主人挨拶して先づ入り席を設け、然る後出で、客を迎ふ、此の時客固辭して入らず、主人客を進めて之を導き入れ、主人は門に入りて客は左に相並んで行き、主人は東階に客は西階に就く、客若し主人より卑しき身分なれば、主人の階（東階）に就かんとし、主人之を固辭して、客復西階に就き、主人と互に登ることを譲り合ひし後、主人先づ登り、客其の後に従ふ、登るとき一階毎に兩足を揃へて（足を聚むれば自ら歩を連ぬ）上り、東階に上るときは右足を先にし、西階を上るときは左足を先にすべし。

評論 此等の禮式、虚禮に流るゝの弊あり。

原文 大夫士相見。雖貴賤不敵。主人敬客則告拜客。客敬主人則先拜主人。

讀方 大夫士相見ゆるに、貴賤敵せずといへども、主人客を敬すれば則ち先づ客を拜し客、主人を敬すれば則ち先づ主人を拜す。

解釋 大夫及び士の相見ゆるや、貴賤の位同じからずといへども、主人客を敬すれば主人先拜し客、主人を敬すれば、客先づ拜す、蓋し賢を尊び有徳を敬ひて位の高下を論せざるなり。

讀方 主人問はざれば、客先づ擧はず。

○曲禮曰
問ふなり

原文 主人不問客不先擧。

讀方 主人問はざれば、客先づ擧はず。

解釋 客外より來れば、主人より先づ其の安否を問ふべし。主人黙して問はざるうちは、客より之を問ふべからず。

○右明朋友之交（十一條）

原文 孔子曰。君子之事親孝。故忠可移於君。事兄弟。故順可移於長。

讀方 孔子曰く、君子の親に事ふること孝。故に忠、君に移すべし、兄に事ふること弟。

居家理。故治可移於官。是故行成於内。而名立於後世矣。

讀方 故に順、長に移すべし。家に居て理ふ、故に治、官に移すべし。是故に行、内に成りて名後世に立つ。

解釋 孔子云ふ、君子は親に孝なる道を以て君に事ふるが故に忠となり、兄に悌なる道を以て長上に事ふるが故に順となり、家を整理するの道を以て、官職を奉ずるが故に能く治績あり、されば内行能く修りて天下後世に譽を揚ぐべしと。

○此君子
は有徳の
人を指す



○古文孝
章。陳爭

原文 天子有爭臣七人。雖無道不
失其天下。諸侯有爭臣五人。雖無道
不失其家。士有爭友則身不離於

讀方 天子に争臣七人あれば無道といへども其の天下を失はず。諸侯に争臣五人あれば無道といへども其の家を失はず。士に争友あ

1928
Janesth

○原文 居處恭。執事敬。與人忠。雖之夷狄。不可棄也。

○讀方 居處恭しく、事を執りて敬し、人と與にして忠ならば、夷狄に之くといへども棄つべからず。

○解釋 是亦孔子の言。家に居りては恭しかるべし、事務を執るときは敬むべし、人と交はりては忠なるべし。此の恭、敬、忠の三者は如何なる野蠻の國に行くも廢すべからずと。

○原文 言忠信。行篤敬。雖蠻貊之邦。行矣。言不忠信。行不篤敬。雖州里。行乎哉。

○讀方 言、忠信、行篤敬ならば、蠻貊の邦と雖も行はれん。言、忠信ならず、行、篤敬ならずんば、州里といへども行はれんや。

○解釋 亦孔子の言なり、其言ふところ親切にして信あり、其の行篤實にして敬めば、如何なる野蠻の國に至るも其の道行はれて、信用せられ、其の言ふところ不忠信にして、其の行輕薄なれば我生れし土地と雖も、信用せらるゝことなしと。

○原文 君子有九思。視思明。聽思聰。色思溫。貌思恭。言思忠。事思敬。疑

○讀方 君子に九思あり、視ることは明ならんを思ひ、聽くことは聰ならんを思ひ、色は溫ならんを思ひ、貌は恭ならんを思ひ、言は忠ならんを思ひ、事は敬ならんを思ひ、疑に

思問。忿思難。見得思義。

問を思ひ、忿に難を思ひ、得るを見ては義を思ふ。

○解釋 亦孔子の言なり、目の明、耳の聰、顔色の溫、容貌の恭、言ふところの忠信、事を執るの敬慎、疑はしき事に對しての質問、忿怒の結果の危難、財を得るの義に適ふや否や、此の九思は君子の必ず考察すべきものなりと。

○原文 曾子曰。君子所貴乎道者三。動容貌。斯遠暴慢矣。正顏色。斯近

○讀方 曾子曰く。君子の道に貴ぶところのもの三。容貌を動かすに斯に暴慢を遠け、顔色を正すに斯に信に近き、辭氣を出すに斯に鄙倍に遠かる。

信矣。出辭氣。斯遠鄙倍矣。

○解釋 曾子云ふ。君子道を行ふに就て、最も重んずる所三あり。容貌態度は苟且にも粗暴放漫ならぬやう、顔色は正しうすべきも、誠實を失はぬやう、言語聲氣は野鄙詭妄ならぬやうに注意すべしと。倍は背、理に背くことなり。

○原文 曲禮曰。禮不踰節。不侵侮。不好狎。修身踐言。謂之善行。

○讀方 曲禮に曰く。禮は節を踰えず、侵し侮らず、好して狎れず。身を修め言を踐む、之を善行といふ。

○子路語。○恭は事。○主は外。○主は中。○見は外。○主は中。

○論語。○衛靈公篇。○言忠信。○行篤敬。○雖蠻貊之邦。○行矣。

○季子論語。○楊氏曰。○思以爲。○成以爲。○取以爲。

○論語。○泰伯篇。

○辭氣。○聲氣。○容貌。○動作。

○同氏曰。○修身。○踐言。○謂之善行。

敬と忠と
を善行と
いふ。

解釋 禮は尊卑の等級あり、故に其の程度を踰えて秩序を亂すべからず。又禮は敬を主とす、故に人を侵凌侮慢すべからず。相善みし相喜ぶといへども、戯れ狎るべからず、身を修めて言ひし所は必ず履行す、之を善行といふなり。

原文 樂記曰。君子姦聲亂色不留聰明。淫樂匿禮不接心術。情慢邪辟之氣不設於身體。使耳目鼻口心氣百體皆由順正以行其義。

讀方 樂記に曰く、君子は姦聲亂色、聰明に留めず。淫樂匿禮、心術に接へず。情慢邪辟の氣、身體に設けず。耳目鼻口心氣百體をして皆順正に由らしめて其の義を行ふ。

○禮記の
中。惡は邪
○姦聲亂
色。聰明に
留めざる
淫樂。所以
接心術を
淫樂。所以
接心術を
所内。所以
接心術を

解釋 君子はみだらなる聲色に耳目を留めず、惡き禮樂に心を近けしめず、怠惰暴慢姦邪其の他不正の氣を、身體の中に在らしめず、耳目鼻口心意全體を擧げて、正しき道に従ひ、義を行ふべしと。

原文 孔子曰。君子食無求飽。居無求安。敏於事而慎於言。就有道而正焉。可謂好學也已。

讀方 孔子曰く、君子は食、飽くを求むることなく、居、安きを求むることなく、事に敏くして言に慎み、有道に就て正すを、學を好むと謂ふべきのみ。

解釋 孔子曰く、君子は飽食安居を求めず、事を執るに敏捷、言語に慎み、道德ある人に

○論語の
學而篇。
○心切好
む。學を
安にして
安に意

○晉語の
○管仲は
夷吾名は
夷吾。齊
の公。相
なり。

就て、其の是非を正すを、學問を好むものといふべしと。

原文 管敬仲曰。畏威如疾。民之上也。從懷如流。民之下也。見懷思威。民之中也。

讀方 管敬仲曰く、威を畏るゝこと疾の如くするは民の上なり、懷に従ふこと流るゝが如きは民の下なり。懷を見て威を思ふは民の中なり。

解釋 國君の威を畏るゝこと疾を畏るゝが如きは天命を知るものにして民の上なり。國君の仁惠に懷きて水の卑きに就くが如きは、己の利便を喜ぶものにして民の下なり、仁惠に懷き且つ天命を知りて威を畏るゝ民は其の中間にありと。是れ齊の管仲の語なり。

右明心術之要 (十二章)

原文 冠義曰。凡人之所以爲人者。禮義也。禮義之始。在於正容體。齊顏色。順辭令。容體正。顏色齊。辭令順。而後禮義備。以正君臣。親父子。和長幼。君臣正。父子親。長幼和。而後禮義立。

讀方 冠義に曰く、凡人の人たる所以は禮義なり。禮義の始は容體を正し、顏色を齊へ、辭令を順にするにあり。容體正しく、顏色齊ひ、辭令順にして後禮義備はり、以て君臣を正し、父子を親ましめ、長幼を和む。君臣正しく、父子親み、長幼和ぎて後禮義立つ。

○禮記の
○冠義の
○始は三
者。禮を
正す。以
て此禮
を以て
冠義の
始なり。

解釋 人の人たるべき道は禮義を守りにあり、禮義の始は容儀、顔色、言語の三を順正にするが第一、此の三を順正として後に禮義整備し、君臣の義を正し、父子の親を厚うし、長幼の間を睦くせしむ、然る後に禮義全く成立すべしと。

○遊は行
据は慢な
り。

原文 曲禮曰。母側聽。母噉應。母淫

讀方 曲禮に曰く。側聽することなかれ、

視。母怠荒。遊母倨。立母跛。坐母箕。寢母伏。歛髮母髻。冠母免。勞母袒。暑母褰裳。

噉應することなかれ、淫視することなかれ、怠荒することなかれ、遊くに倨することなかれ、立つに跛することなかれ、坐するに箕のごとくするなかれ、寢るに伏すなかれ、髮を歛むるに髻のごとくするなかれ、冠免ぐことなかれ、勞して袒ぐことなかれ。暑きにも裳を褰ぐるなかれ。

○伏は背
を下に背
てを上にし
臥す。

字義 側聽(たちぎ)、噉應(俄に叫び答ふ)淫視(ながしめ)怠荒(なまけささむ)遊

母倨(歩行するとき懶げにするなかれ)跛(片足にて立つ)箕(兩足を前に投げ出して坐するを箕踞といふ)髻(假髮、かもしなり)

摘要 人として平生の禮法を教ふ、字義によりて解釋を知るべし。

原文 登城不指。城上不呼。將適

讀方 城に登りて指す。城上に呼ばず。將

舍。求母固。將上堂。聲必揚。戶外有二屨。言聞則入。言不聞則不入。將入戶。視必下。入戶奉扇。視瞻母回。

に舍に適んとして求むること固なるなかれ。將に堂に上らんとすれば聲必ず揚ぐ。戶外に二屨あり、言聞ゆれば則ち入り、言聞えざれば則ち入らず。將に戸に入らんとすれば視ること必ず下。戸に入りて扇を捧ぐるごとくし視瞻回らすなかれ。戸開くば亦開き、戸闔るは亦闔づ。後に入るものあらば闔ちて還るな

勿。遂。母踐屨。母踏席。樞衣趨隅。必慎唯諾。

かれ。屨を踐むことなかれ。席を踏むことなかれ。衣を握げて隅より趨り、必ず唯諾を慎しめ。

解釋 城上に指呼せざるは衆人の耳目を惑はすを恐るゝなり。人の家に舍して、求むると

ころを指定するは主人の迷惑なれば之を禁するなり。堂に上るは座敷に入るなり、其の時は室外より先づ語を懸けて入るべし。戶外に二足の屨あるとき、室内對話の聲聞ゆれば則ち入り、聞えざれば憚り入らざるべし。人の密談を妨ぐればなり。室内に入らんとするときは必

○曲禮記、
固は主常
なり、
人なり、
求むる物
を以て、
舊むるを
求むるべ
からず、
恐らば、
無時にか
らざるべ
し。

ず、眼を下に向け、肩は兩手にて捧ぐるが如くし、四方を見廻すことなかれ、是敬意を表して人の私を見ざるなり。元より開きたる戸は開きたるまゝにし、閉ぢたる戸は閉ぢたるまゝにす。後より入る者あれば、閉るも全く閉ぢず、稍開き置くべし、他人の履を踐むなかれ、他人の坐席を犯すなかれ、裳を手に塞げて隅より趨り、己の坐に就くべし。應對の詞は最も注意すべし。

原文 禮記曰。君子之容舒遲。見所尊者齊遯。足容重。手容恭。目容端。口容止。聲容靜。頭容直。氣容肅。立容德。色容莊。

讀方 禮記に曰く。君子の容は舒遲なり、尊ぶところの者を見れば齊遯。足容重く、手容恭しく、目容端しく、口容止かに、聲容靜に、頭容直く、氣容肅しみ、立容德に、色容莊なり。

○齊遯は謙怒の貌

字義 舒遲(ゆつたりおちつく) 齊遯(つゝしむ) 君子の態度は優容迫らず閑雅にして、己が尊敬する人に遇へば最も謹嚴にして、足取重く、揖讓に當りて拱手恭しく、目は正視して口は妄に動さず、聲は靜にして漫に咳嗽などせず、頭は眞直に、呼吸を沈め、立ちたる姿は徳ある如く顔色は莊重なるべし。

原文 曲禮曰。坐如尸。立如齊。

讀方 曲禮に曰く、坐するに尸の如く、立

○定容徳とは立ち立て折し、ち人への物を授けて己に與へ、己に之を受ける如くするなり。

解釋 尸は神像なり、坐しては神の像の如く莊重なるべく、立つては齊みするが如く謹慎なるべし。
原文 少儀曰。不窺密。不旁狎。不道舊故。不戲色。毋拔來。毋報往。毋瀆神。毋循枉。毋測未至。毋訾衣服成器。毋身質言語。

讀方 少儀に曰く、密を窺はず、旁に狎れず。舊故を道はず。戲色せず。拔來することなかれ。報往することなかれ、神を瀆るなかれ、枉れるに循ふなかれ。未だ至らざるを測るなかれ。衣服成器を訾ふなかれ。身づから言語を質すなかれ。

○禮記旁は安なり。○拔報共に疾なり。○質は成なり。

字義 不窺密(人の秘密を窺ひ知らんと欲するなかれ) 不旁狎(妄りに人に狎れ親むなかれ) 不道舊故(人の舊惡を談するなかれ) 不戲色(嬉戯を妄にするなかれ) 毋拔來(突如として來るなかれ) 毋報往(突如として往くなかれ) 毋瀆神(神靈を瀆し慢るなかれ) 毋循枉(前過を再びするなかれ) 毋測未至(未來の事を憶測するなかれ) 毋訾衣服成器(衣服器物の好きを欲するなかれ、訾は思ふなり、成は善なり) 毋身質言語(疑はしきは疑はしきまゝにし、己の憶斷を以て其の説を成すなかれ)

疑はしきは疑はしきまゝにし、己の憶斷を以て其の説を成すなかれ)

○禮記。

原文 射義曰。射者進退周還。必中禮。內志正。外體直。然後持弓矢審固。持弓矢審固。然後可以言中。此可以觀德行矣。

訓方 射義に曰く。射は進退周還、必ず禮に中り、内志正しく外體直、然して後弓矢を持つこと審固なり。弓矢を持つこと審固にして然して後以て中を言ふべし。此れ以て德行を觀るべし。

解釋 射義は射の禮式を規定するものなり。曰く、射は進退周旋必ず禮法に適ふものなり。内は志正しく、外は體直にして、然る後に弓と矢を持つこと審固とすべし、弓と矢とを持つこと固く、然る後に禮に中ると云ふべきなり。されば禮は凡て内志、外體共に敬の道を守るに非れば完全なるものにあらず。徒らに外體のみ禮に適するは、形式に流れて其の精神を失ふ、取るに足らずと。

評論 禮の弊は形式に流れて虚禮となるにあり。此の章内志、外體を擧げて之を説く、禮の弊を救ふに足るべし。

右明威儀之則 (二十一章)

○儀禮。○熊氏曰。加布冠を

原文 士冠禮。始加祝曰。令月吉日。始加元服。棄爾幼志。順爾成德。壽考

訓方 士冠禮に始加の祝に曰く。令月吉日始めて元服を加ふ。爾の幼志を棄て、爾の成

○元は首なり。○介は大なり。○再加は皮弁、加は爵弁なり。○淑は善なり。○胡は遐なり。○遠なり。

維祺。介爾景福。再加曰。吉月令辰。乃申爾服。敬爾威儀。淑慎爾德。麋壽萬年。永受胡福。三加曰。以歲之正。以月之令。威加爾服。兄弟具在。以成厥德。黃耇無彊。受天之慶。

徳に順ひ。壽考維れ祺にして、爾の景福を介にせよと。再加に曰く、吉月令辰、乃ち爾の服を申ね。爾の威儀を敬し、淑く爾の徳を慎み。麋壽萬年、永く胡福を受けよと。三加に曰く。歳の正を以て、月の令を以て。威爾に服を加ふ。兄弟具に在り。以て厥徳を成し。黃耇無彊なし。天の慶を受けよと。

字義 令月(吉月に同じ) 壽考(いのちながし) 祺(さいはひ、幸福なり) 景福(大なる幸福) 令辰(よきとき) 麋壽(長壽に同じ、今眉壽の字を用う) 胡福(遠大の福) 黃耇(老耇)

摘要 男子の元服、即ち加冠の時の祝詞なり。

解釋 始加、再加、三加、之を三冠といふ。先づ始めて加冠の時に曰く、月も日もめでたき今日、汝に元服せしむ、汝依て今までの童心を棄て、修業の徳により、千歳萬歳、其の幸福を益々大ならしめよ、再度の加冠に祝して曰く、吉月吉辰、再び汝に加服す、汝依りて威儀を敬み、徳行を慎み、千歳萬歳、將來長く幸福を受けよと、三度目に又祝して曰く、正

○服徳福皆頌に叶亦然り。

月吉日、三服（緇布冠、皮弁、爵弁）悉く汝に加ふ、汝の兄弟俱に健在なれば相助け徳を成し、老壽に至るまで無限に天の幸福を受けよと。

原文 曲禮曰。爲人子者。父母存。冠

讀方 曲禮に曰く。人の子たるもの、父母

衣不純素。孤子當室。冠衣不純采。

存すれば、冠衣素を純にせず、孤子室に當

解釋 父母生存すれば、衣冠の縁に白きを用ゐず、父母を喪ひし後は色采あるものを用ゐ

ず。

原文 論語曰。君子不以紺緇飾。紅

讀方 論語に曰く、君子紺緇を以て飾にせ

紫不以爲褻服。當暑袷絺綌必表而出之。

ず。紅紫は以て褻服となさず。暑に當りて袷

解釋 君子は紺と緇（淡紅色）とを以て衣の縁と爲さず。紺は青赤の間色、緇は白赤の間色

にして、正色にあらざれば也。紅と紫とを以て平服となさず、亦間色にして婦人の服に似たればなり。夏の單衣の絺綌（葛布）は肌著を著し必ずその上に著す、薄くして肌の見ゆるを恐るゝなり。絺は葛布の精しきもの、綌は粗きもの。

原文 去喪無所不佩。

讀方 喪を去きては佩びざるところなし。

○孤子當室は童子當室を除くを忘れず

○喪服は私居の語

○論語、鄉黨篇

○同上。

○約は冠の飾なり

○論語、里仁篇

○此に列擧するは飽を戒むるにあらざれば、無禮を禁ずるなり

解釋 孔子喪を除くの外は、佩玉其他禮式上の佩物は必ず佩びざるところなし。

原文 孔子羔裘玄冠不以弔。

讀方 孔子羔裘玄冠以て弔せず。

解釋 孔子は黒羊の皮の裘に玄き冠を著けて會葬せしことなし。

原文 禮記曰。童子不裘不帛不履

讀方 禮記に曰く。童子は裘せず帛せず、履約せず。

約。

解釋 裘と帛とは、温に過ぎ、却つて童子の壯氣を害ふを以て著けしめず、履の飾は成人ならざるうちは之を禁ずるなり。

原文 孔子曰。士志於道。而恥惡衣

讀方 孔子曰く。士は道に志して惡衣惡食

惡食者未足與議也。

を恥るものは未だ與に議するに足らず。

解釋 孔子云ふ、士人として道を學ばんに、衣食の粗惡を恥づる如き人物は、共に語るに

足らずと。

右明衣服之制（七章）

原文 曲禮曰。共食不飽。共飯不

讀方 曲禮に曰く、食を共にしては飽かず

澤手。毋搏飯。毋放飯。毋流澌。毋

飯を共にしては手を澤さず、飯を搏するなか

咤食。毋鬻骨。毋反魚肉。毋投與狗骨。毋固獲。毋揚飯。飯黍毋以箸。毋噉羹。毋絮羹。毋刺齒。毋漱醢。客絮羹。主人辭不能烹。客漱醢。主人辭以寢。濡肉齒決。乾肉不齒決。毋嘍炙。

咤食することなかれ。骨を鬻むなかれ。魚肉を反すなかれ、狗に骨を投與するなかれ、固獲するなかれ、飯を揚ることなかれ。黍を飯するに箸を以てするなかれ、羹を噉するなかれ、羹を絮するなかれ、齒を刺すなかれ、醢を漱るなかれ、客羹を絮すれば、主人烹る能はずと辭し、客醢を漱れば主人辭するに寢きを以てす、濡肉は齒決し、乾肉は齒決せず、炙を嘍するなかれ。

○噉は嚼るなり。○客絮羹、客羹を絮す。○主人辭不能烹、主人烹る能はずと辭す。○客漱醢、客羹を漱る。○主人辭以寢、主人烹る能はずと辭す。○濡肉は齒決す、乾肉は齒決せず。○嘍炙、炙を嘍するなり。

字義

不澤手(手を汚さざる也) 搏飯(飯を掌中に握る也) 放飯(手に付きし飯を拂ひ落す也) 流漱(汁を啜り込む也) 咤食(食ひながら舌打をする也) 鬻骨(魚骨を咬む也) 反魚肉(喰べ懸けし魚を再び器中に置く也) 固獲(我食すべき分を強て取んとする也) 揚飯(熱き飯を吹て冷す也) 飯黍毋以箸(黍飯を食するには箸を用ゐず匕を用ゐべし) 噉羹(羹の中の菜を咬まずに丸呑にす) 絮羹(絮は鹽を加へて調味する也) 刺齒(楊子にて齒間をせゝるなり) 漱醢(醢は肉醬なり、之を啜るは鹽味淡きを示すものにして、主人に無禮な

り) 不能烹(調味の不調法也) 濡肉齒決(潤ひたる肉を齒にて咬切る) 嘍炙(炙肉を一口に頬張る也)

摘要

公會の席上に於る飲食の禮式を記すなり。

解釋

衆と器を同じうして食するとき、一人にて飽食すべからず。と食を戒むるなり。以下字義の部を讀みて、文意を解すべければ別に喋々せず。

原文

少儀曰。燕待食於君子。則先

飯而後已。毋放飯。毋流漱。小飯而亟

之。數噉。毋爲口容。

解釋

燕居(公會にあらす)君子に倍食するときは、先に食し始め後れて食し終るなり、蓋し先づ毒味して後る、は勸むる意味なり。放飯流漱(前條の字義参照)共に禁すべし。小飯は少しづつ、口にするなり、而も速に食ふ、噉ぶを防ぎ且つ君子の問あるを待つなり。數噉み返して口先をムグく動かすなかれ、其態醜きを以てなり。

原文

論語曰。食不厭精。膾不厭

細。食饒而餲。魚餒而肉敗。不食。色惡

讀方

論語に曰く。食は精を厭はず、膾は細を厭はず。食の饒して餲せる。魚の餒して

不食。臭惡不食。失飪不食。不時不食。割不正不食。不得其醬不食。肉雖多不使勝食氣。唯酒無量。不及亂。沽酒市脯不食。不徹薑食。不多食。

肉敗れたるは食はず。色の惡きは食はず、臭の惡きは食はず。飪を失へるは食はず。時ならざるは食はず。割正しからざるは食はず。其の醬を得ざれば食はず。肉多しといへども食氣に勝しめず。唯酒量無し。亂に及ばず。沽へる酒市へる脯は食はず、薑を徹てずして食ふ。多く食はず。

字義

饘(飯の酸敗せる也) 餲(味の變る也) 餗(魚肉の爛れたる也) 飪(料理加減、煮たる物なれば半熟) 沽市酒脯(市にて買ひし酒肉、脯は乾肉)

摘要

食物に對して孔子の慎みし個條なり。

解釋

飯米は成るべく精白にして、膾は成るべく細切せるを欲し。すゑたる飯、くされたる魚、未だ腐れずとも色と香の惡き物、料理の加減を失ひしもの、時節に適はざるもの、切目の正しからざる肉、鹽加減を失へる物、以上は一切口にせず。又肉の分量は必ず飯より少く食ふ。酒は分量を定めず、其の人の酒量に任すといへども、酔ひて心亂れざるを度とす。市にて買ふたる酒及び乾肉は食せず、中に不潔にして生を害ふものあるを恐るゝなり、鹽

○祭祀の大夫、牛、羊、豕、犬、を以て牲とし、殺すは踐たり。

は穢を去り惡臭を防ぐものなれば必ず併せ食ふ。總て食物は程度を守りて過食することなし

原文

禮記曰。君無故不殺牛。大夫無故不殺羊。士無故不殺犬豕。君子遠庖厨。凡有血氣之類。弗身踐。

讀方

禮記に曰く、君は故なくして牛を殺さず。大夫は故なくして羊を殺さず、士は故なくして犬豕を殺さず、君子は庖厨を遠く、凡そ血氣あるの類は身づから踐さず。

解釋

國君、大夫、士、神を祭るに牲を用うる禮にて、牛羊犬豕を屠殺するも、平時は決して之を屠らず、生物の命を奪ふは不仁なればなり。故に君子は庖厨(くりや、鳥獸の肉を調理する所)を遠く、其の聲を聞き其の肉を食ふに忍びざればなり。凡て血肉生氣ある動物は自ら殺すべきものにあらず。

原文

樂記曰。豕豕爲酒。非以爲禍也。而獄訟益繁。則酒之流生禍也。是故先王固爲酒禮。一獻之禮。賓主百拜。終日飲酒而不得醉焉。此先王之所以備酒禍也。

讀方

樂記に曰く。豕を祭ひ酒を爲りしは以て禍となすにあらず、而も獄訟益繁し、則ち酒の流禍を生ずるなり。是故に先王固りて酒禮を爲り、一獻の禮、賓主百拜す、終日酒を飲みて酔ふを得ず、此れ先王の酒禍に備ふる所以なり。

○朱子曰 其地近物也 一物見

て市街に住む、孟子物を賣買することを見て、商人の眞似を爲すより、孟母、此處も子を育つるところにあらずと、更に移りて學校の傍に住む、今度は孟子祭壇に物を供へ、禮によりて座作進退する風を眞似しより、孟母始めて安心し、此處こそは子を育つるに善き地なりとて長く住みたり。又孟子幼き時、母に東隣の家にて、豚を屠りたるが、其の肉は誰に食はするためぞと問ひしに、母は汝に馳走するためなりと、一時の戯れを云ひしが、やがて心付、後悔して思ふやう、昔は胎教として子供が胎内にあるうちより善き事を仕込みに、今既に智慧付きたる子供を戯れとは云ひながら、欺すは不信を教ふるものなりと、わざく豚の肉を買ひ來りてこれを淡はしめたり。此の如く注意して子を教育せしかば、孟子成人して後、學問を爲し、大學者となれり。

原文 孔子嘗獨立。鯉趨而過庭。曰

學詩乎。對曰未也。不學詩無以言。

鯉退而學詩。他日又獨立。鯉趨而過

庭。曰學禮乎。對曰未也。不學禮無

讀方 孔子嘗て獨立つ、鯉趨りて庭を過ぐ。曰く詩を學びたりやと、對へていふ未だしと

詩を學ばざれば以て言ふなしと、鯉退きて詩を學ぶ。他日又獨立つ、鯉趨りて庭を過ぐ、曰く禮を學びたりやと、對へて曰く未しと、禮を學ばざれば以て立つことなしと、鯉退き

○孔子字 鯉 伯魚 生ありし時 人ありし名 以て名を伯魚 子思の伯魚 魚の子は伯魚なり

以立。鯉退而學禮。

字義 以言(詩は今の詩經に載し所のものなり、之を熟誦すれば諸國の人情風俗を知るのみならず、事理通達して心氣和平、以て能く辯論に巧みなるべし、故に詩を學べば以て能く言ひ、學ばざれば言ふこと能はずとなす) 以立(禮は禮記に載せたる古代の禮式なり、之を學べば品節詳明にして徳性堅定し、能く身を立つべし、學ばざれば以て立つことなし)

摘要 孔子、我子を教ふるの宜しきを説く。
解釋 孔子獨立し時、其の子伯魚(鯉は名)趨りつ、前の庭を過るに(趨るは父に對する禮なり)孔子呼び止めて云ふ、汝は詩を學びしかと、伯魚、未だ學ばずと答ふ、孔子云ふ、人として詩を學ばざれば、人に對して談論する能はざれば能く之を學べと、伯魚退いてそれより詩を學べり。其の後孔子獨立しとき、伯魚趨りて庭を過ぎしに、孔子云ふ、汝禮を學びしやと、伯魚、未だ學ばずと答ふ、孔子云ふ、禮を學ばざれば身を立つること能はずと、伯魚退いてそれより禮を學べり。

原文 孔子謂伯魚曰。女爲周南召

南矣乎。人而不爲周南召南。其猶正

讀方 孔子、伯魚に謂つて曰く、女、周南召南を爲びたりや、人として周南、召南を爲

ばざれば、其れ猶正しく牆に面して立つがで

漢に仕へ著述を以て名を顯はす。

其舜乎。不可得而久者事親之謂也。孝子愛日。

ざるを知るものは其れ舜か。得て久しうすべからざるものは親に事ふるの謂なり。孝子は日を愛む。

解釋

楊子の至孝篇に曰ふ。能く父母に事へて孝道を盡すといへども、猶自ら足らざる所ありとするは、其れ帝舜ならん。木靜ならんと欲するも風止まず、子養はんと欲するも親待たずと云へるが如く、子の親に事ふる日は久しきを得ざるものなり。故に孝子は親に事ふる日の足らざるを惜むなりと。

原文

文王之爲世子。朝於王季。日三。鷄初鳴。而衣服至於寢門外。問內豎之御者曰。今日安否何如。內豎曰。安。文王乃喜。及日中又至亦如之。及莫又至亦如之。其有不安節。則內豎以告文王。文王色憂。行不能正。

讀方

文王の世子たるや、王季に朝するごと日に三たび。鷄初めて鳴て衣服し、寢門外に至り、内豎の御者に問ひて曰く、今日の安否何如と、内豎曰く安しと、文王乃ち喜ぶ。日中に及べば又至りて亦之の如くし、莫に及べば又至りて亦此の如くす。其の節を安んせざるれば則ち内豎以て文王に告げ、文王色憂ひて行くに正しく履ひ能はず。王季膳に復

○莫は暮に同じ。○心に懼るゝとこ

ろあれば色其憂を急に其觀急にして履むこと正能はず。

履。王季復膳然後亦復初。食上必在。視寒煖之節。食下問所膳。命膳宰。

曰。未有原。應曰諾。然後退。

字義

王季(文王の父) 寢門(宮殿の正門) 内豎(宮中の官吏) 御者(宿直の者) 復膳(平生の如く食事すること) 在視(在は察に同じ、あらためみる也) 膳宰(膳部を掌る官吏) 未有原(再び進むところあるなかれといふ意)

摘要

文王其の父王季の起居飲食に注意して、孝養を怠らざる事を述べ。

解釋

文王が世繼の公子たる時は、父王季の御機嫌伺ひに出ること毎日三度なりき。鷄鳴曉を告る頃既に衣服を整へて、宮門外に至り、宮中奉仕の官吏に、父君今日の御機嫌は如何と問ふ、官吏、御安泰なりと云へば、文王喜びて歸り、日中も暮も亦同様なり。若し王季の起居飲食、平生を異りて恙あれば、宮中の官吏其の旨を文王に告ぐ、文王之を聞けば、顔に憂愁の色を湛えて、歩行の調子も亂るゝほどなり、王季の食事故に復りて漸く文王も常の狀態に復するを例とす。王季に進すべき食膳は、必ず其の冷温の度宜しきを得るや否やを注視し、王季食し終りて下りし膳部に就ては、父君何々を召上られしやと、膳部係りの者に尋

ね問ひ、王季の食せざる物を再び進むることなきやう戒め、係の者謹みて命に従ふ旨を誓ふに及び、漸く安心して我居るべき所に歸るなり。

原文 文王有疾。武王不説冠帶而養。文王一飯亦一飯。文王再飯亦再飯。

讀方 文王疾あれば武王冠帶を説すして養ひ、文王一たび飯すれば亦一飯し、文王再飯すれば亦再び飯す。

解釋 周の文王疾むときは、其子武王衣冠束帶を脱すし看護の勞を執り、文王一飯すれば武王も一飯し、文王再飯すれば武王も再飯し、父と飲食を同じうし病苦を分ちたり。

讀方 孔子曰く。武王周公は其れ達孝なる夫孝者善繼人之志。善述人之事者也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。

原文 孔子曰。武王周公其達孝矣乎。夫孝者善繼人之志。善述人之事者也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。

讀方 孔子曰く。武王周公は其れ達孝なる夫孝者善繼人之志。善述人之事者也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。

解釋 武王、周公能く其の父文王の徳を繼ぎたるは達孝と稱すべきものなりとて、其の理

讀方 孔子曰く。武王周公は其れ達孝なる夫孝者善繼人之志。善述人之事者也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。

○説は脱に同じ。

○見ゆ。○記及。○志は。○未是。○然事。○了は。○事に。○文已。○文志。○文王。○制王。○作王。○欲王。○未王。○則王。○るは。○公乃。○得乃。○公乃。○得乃。

を述ぶ。

解釋 孔子云ふ。周の武王、周公の兄弟は達孝といふべきものならん。夫れ孝とは人の子として、能く父の遺志を繼ぎ、父の故業を述ぶること云ふ。武王、周公は其の父文王の居りし位を踐み、文王の制せんとせし禮を行ひ、文王の作らんとせし樂を奏し、文王の尊ぶし堯舜禹湯の道を敬ひ、文王の親みし賢人君子を愛し、其の死に事ふるや生けるに同じく、其の亡に事ふるや存するに同じきは、孝道の至極に達したるものといふべし。

原文 淮南子曰。周公之事文王也。行無專制。事無由己。身若不勝衣。言若不出口。有奉持於文王。洞洞屬屬。如將不勝。如恐失之。可謂能子矣。

讀方 淮南子曰く。周公の文王に事ふるや。行專制なく、事己に由ることなく、身は衣に勝えざるが若く、言は口より出ざるが若く、文王に奉持することあれば、洞々屬々として、將に勝えざらんとするが如く、之を失はんことを恐るゝが如く、子たることを能すといふべし。

字義 淮南子(書名) 專制(己一人の心を以て擅まゝに行ふこと) 由己(己の都合好きやうにすること) 不勝衣(衣服の重きにも堪えずといふ意、謙遜の形容なり) 不出口(も

のいふこと能はざるの意、敬慎の形容なり。洞洞屬屬（専らつゝしむ貌）

摘要 周公、其の父文王に事ふる態度の謹嚴慎重なるを述ぶ。

解釋 周公の文王に事ふるや、行事身言の四つ、専ら謹慎敬虔を主として、毫も專斷の舉動なく、文王の側に侍して、命を受ることあれば、特に戦々兢兢として違失あらんを恐るゝが如し、能く子たる道を全うするものといふべし。

評論 以上七章は大舜、文王、武王、周公、即ち四聖人の孝を論じたるものなり。舜の大孝、武王、周公の達孝、次第ありといへども、孝は天子より始めて、庶人に及び、以て四海を風化すべき所以此にあり。以下十章は士庶人の孝を紀す、其の人は曾參、閔子騫、老萊子、樂正子春、伯俞、公明宣、少連大連、高子臯、顔丁是なり。

原文 孟子曰。曾子養曾皙必有酒肉。將徹必請所與。問有餘必曰有。

曾皙死。曾元養曾子。必有酒肉。將徹不請所與。問有餘。曰亡矣。將以復進也。此所謂養口體者也。若曾子

讀方 孟子曰く。曾子の曾哲を養ふや、必ず酒肉あり。將に徹せんとするや、必ず與へん所を請ひ。餘ありや問へば必ず有といふ。曾哲死して、曾元の曾子を養ふや必ず酒肉あり。將に徹せんとするや與へん所を請はず、餘ありやと問へば亡しといふ。將に以て復進

○曾名
は曾父
子の曾
孔子は
子の曾
子は曾
子は曾
子は曾
子は曾

則可謂養志也。事親若曾子者可也。

摘要 曾參の其の父曾皙に事ふると、曾元の其の父曾參に事ふるとを比較するに志を養ふと口體を養ふの別あるを論ず。

解釋 孟子云ふ、曾參の曾哲に事へて考養を致すや、必ず酒肉を進めて、之を徹去せんとするとき、其の餘れるを何人に與ふべきやを問ふ。又曾哲が猶餘ありやと問へば、無しといへども必ず有りと答ふ、父の意、何人にか與へんと欲するを察して、其の志を空うせしめざるなり。曾哲死して後孫の曾元、父の曾參に事ふるや、亦必ず酒肉を供ふ。而して徹去せんとするとき、曾元は其の殘餘を何人に與ふべきやを問はず、曾參より餘ありやと問はれしとき、有るといへども再び父に進めんがため貯へ置き、無しと答へたり。其の異なるところを觀るに、曾元は専ら父の口體を養はんとし、曾參は父の志を養ふものなり。親に孝を盡さんには、曾參の如くにして曾元の如くすべからずと。

原文 孔子曰。孝哉閔子騫。人不間於其父母昆弟之言。

讀方 孔子曰く、孝なるかな閔子騫、人其の父母昆弟の言に間らず。

○閔子
騫母
初め
に唐
待せ
るも
孝道
を盡
す

欠

之を孝といふなり。

○人を讃
うざれば
人亦己を
譏らざる
なり。

○他日は
往日に同
じ。

○故曰以
下は傳を
立る者の
評論なり

評論 孝は父母の遺體を毀傷せざるのみならず、不名譽の行爲を避けて、人に譏り辱しめられざるやうすべきなり。悪言口に出でざれば、忿言身に反らず、其の身を辱しめざれば其の親を羞かしめずと云へるは此事なり。

原文 伯俞有過。其母答之泣。其母曰。他日管子未嘗泣。今泣何也。對曰。俞得罪答常痛。今母之力不能使痛。是以泣。故曰。父母怒之不作於意。不見於色。深受其罪。使可哀憐。上。也。父母怒之。不作於意。不見於色。其次也。父母怒之。作於意。見於色。下也。

摘要

伯俞、母に答たれて、母の力の衰へしを歎きし至孝の情を述ぶ。

○或は作
於意不
見於色
次也其
る。

○公明は
姓なり
曾子の弟

○夫子は
曾子を指
す。

○朝廷は
政事堂は
俗に役所
と云ふが
如し。

小學大全 内 篇

一六四

解釋 韓伯俞嘗て過失ありしとき、母之を答つに泣きければ、母怪みく、汝前には答たるも泣かざりしに、今泣くは何故ぞと云ふ、伯俞答へて、前に答れしときは、常に痛を覺えたれども、今は痛を知らず、是母の老いて力衰へしなりと思へば悲し、故に泣くと云ひたり。されば父母の怒に遭ふも、意を動かさず、顔色を變へず、飽まで其の罪に服して、父母をして哀憐の心を起さしむる人は上の部なり。たゞ平然として意を動かさず、顔色を變へざるは中の部にして、意を動かし顔色を變ふるは下の部なり。

原文 公明宣學於曾子三年。不讀

書。曾子曰。宣而居參之門三年。不學何也。公明宣曰。安敢不學。宣見夫子居庭。親在。叱咤之聲未嘗至於犬馬。宣說之。學而未能。宣見夫子之應賓客。恭儉而不懈惰。宣說之。學而未能。宣見夫子之居朝廷。嚴臨而不

讀方 公明宣曾子に學ぶこと三年、書を讀まず。曾子曰く、宣、而參の門に居ること三年學ばざるは何ぞやと。公明宣曰く、安んぞ敢て學ばざらんや。宣夫子の庭に居るを見るに、親在せば叱咤の聲未だ嘗て犬馬に至らず。宣之を説び、學んで未だ能はず。宣夫子の賓客に應ずるを見るに、恭儉にして懈惰せず、宣之を説び、學んで未だ能はず。宣夫子の朝廷に居るを見るに嚴に下に臨みて毀傷せず、

毀傷。宣說之。學而未能。宣說此三者。學而未能。宣安敢不學。而居夫子之門乎。

字義 而(汝と同じ)叱咤(しかりの、しる聲)應賓客(人と應對すること)恭儉(うやうやしくへりくだる)懈惰(威儀にかたたるを云ふ)嚴臨下而不毀傷(部下に對するは嚴明なれども恩ありて人をそてなふことなし)

摘要 學問は實行躬踐を主として、敢て讀書を専らとせざるを説く。

解釋 公明宣、曾子の弟子となりて三年書を讀まざる故、師の曾子其の怠惰を戒む、宣、曾子の孝にして禮あり、且つ能く下を治むる三件の徳行を見聞して、之を學ばんがために工夫を凝し、書を讀まずといへども決して其の怠るにあらざるを以て答ふ。

原文 少連太連。善居喪。三日不怠。三月不解。期悲哀。三年憂。東夷之子也。

讀方 少連太連善く喪に居り、三日怠らず三月解まず、期にして悲哀し、三年憂ふ、東夷の子なり。

字義 三日不怠(親の初喪には三日の内水漿口に入らずと古の禮なり)三月不解(解は懈なり倦なり、親の喪は三ヶ月の間葬らず殯殿に於て朝夕奠拜す、其の久しき間倦怠せざ

○古語に
云ふ三
日は初
親の怠
は初

○諺に云
語の論
語に云
と知ら
らぬに
語に云
らに聖
賢の講
を講ず
の書を
之を講
ずるを
之を講
ずるを
體之を
行はし
るを破
破の破
千を破
破の破
一丁字
知らざる
公同宜
如く宜
く如く
の學に
べし。

小學大全 内 篇

一六五

るなり) 期悲哀(喪一年を経るを期と云ふ、俗の一周忌なり、此の時に及ぶに猶哭泣悲哀するは孝子の情なり) 三年憂(親の喪は三年を服す、猶憂戚以て親を忘れざるなり) **摘要** 東夷の子と雖も其の孝に篤き此の如しとて、孔子之を稱讃し、以て人に論したるなり。

原文 高子皐之執親之喪也。泣血三年。未嘗見齒。君子以爲難。 **讀方** 高子皐の親の喪を執るや、泣血三年未だ嘗て齒を見はさず、君子以て難しとなす。

解釋 高子皐は親の喪に服して、三年の間血の涙を流して哭泣し、一たびも笑ひしことなし、此の如き至孝は人の以て難しとするところなりとて、君子歎稱すとすなり。

原文 顔丁善居喪。始死。皇皇焉如也。有求而弗得。既殯。望望焉如有從而弗及。既葬。慨然如不及其反而息。

讀方 顔丁善く喪に居り、始めて死するや皇々焉として求むるものありて得ざるが如く既に殯するや望々焉として従ふことありて及ばざるが如く、既に葬るや慨然として其の反るに及ばずして息つが如し。

字義 皇皇焉(うろつくさま、遺失物を捜り求めて得ざる形容) 望望焉(疲れたるさま人と一緒に歩いて道に後れ追ひ付くとあせる形容) 慨然(最早及ばずとして失望落魄のさま)

○身軀髪受て毀傷せざれば孝とす、
○父母に孝を以て敬ふ、
○孝の終を全うす。

○楷は杯に同じ。

解釋 顔丁親の喪に際して能く其の禮を盡す、始死するとき、骸を棺に斂むるとき、既に葬りしときと、三つの場合、三つの態度、能く孝子の至情を現はすを稱す。

原文 曾子有疾。召門弟子曰。啓予足。啓予手。詩云。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。而今而後。吾知免夫。小子。

讀方 曾子疾あり、門弟子を召して曰く、予が足を啓け、予が手を啓け、詩に云ふ、戦戦々として深淵に臨むが如く薄氷を履むが如く今よりして後吾免るゝを知るかな、小子。

字義 戰戰兢兢(おそれつゝしむさま) 如臨深淵如履薄氷(深き淵に臨み薄き氷を履むが如く警戒謹慎するを云ふ) 知免(不孝の子たるを免るゝなり) 小子(門人を指す)

原文 箕子者紂親戚也。紂始爲象箸。箕子歎曰。彼爲象箸。必爲玉楯。 **讀方** 箕子は紂が親戚なり、紂始めて象箸を爲るや、箕子歎じて曰く、彼象箸を爲る、

○史記に記するは、去りて先づ、微子、箕子、比干、これに比して、死す。其の死するは、比干は、死す。箕子は、死す。微子は、死す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。

○比干は、死す。箕子は、死す。微子は、死す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。

則必思遠方珍怪之物而御之矣。與馬宮室之漸。自此始不可振也。紂爲淫泆。箕子諫。紂不聽而囚之。人或曰。可以去矣。箕子曰。爲人臣。諫不聽而去。是彰君人惡而自說於民。吾不忍爲也。乃被髮佯狂而爲奴。遂隱而鼓琴以自悲。故傳之曰。箕子操。王子比干者亦紂之親戚也。見箕子諫不聲而爲奴。則曰。君有過而不以死爭。則百姓何辜。乃直言諫紂。紂怒曰。吾聞聖人之心有七竅。信有緒乎。乃遂殺王子比干。刳視其心。微子曰。父

必す玉栝を爲らん、玉栝を爲らば則ち必す遠方珍怪の物を思ふて之を御る、與馬宮室の漸これより始めて振ふべからずと。紂淫泆を爲すや、箕子諫ひれども、紂聽かずして之を囚ふ。人或は曰く、以て去るべしと、箕子曰く人の臣となり、諫めて聽かれず、而して去る是れ君の惡を彰はして自ら民に說ふなり。吾爲すに忍びずと、乃ち髮を被ひり、佯狂して奴となり、遂に隠れ、琴を鼓して自ら悲しむ。故に之傳へて箕子操といふ。王子比干は亦紂の親戚なり。箕子が諫むるも聽かれずして奴となるを見て則ち曰く、君過あり、死を以て争はざれば則ち百姓何の辜かある、乃ち直言紂を諫む。紂怒りて曰く、吾聞く聖人の心に七竅ありと、信に諸ありやと、乃ち遂

道は去る。箕子は死す。微子は死す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。此の條、比干、箕子、微子の死するを、此の條に記す。

子有骨肉而臣主以義屬。故父有過。子三諫不聽則隨而號之。人臣三諫不聽則其義可以去矣。於是遂行。孔子曰。殷有三仁。

に王子比干を殺し、刳て其の心を視る。微子曰く、父子は骨肉あり、而して臣主は義を以て屬す。故に父過あれば、子三たび諫め、聽かざれば、則ち隨ひて之を號く、人臣は三たび諫めて聽かれざれば、則ち其の義を以て去るべしと、是に於て遂に行れり。孔子曰く、殷に三仁ありと。

字義 象箸(象牙の箸) 輿馬宮室之漸(乗御の物、宮殿などを漫に華麗にして驕奢に耽る端緒なり) 淫泆(遊蕩淫樂なり) 佯狂(いつはりて狂人を装ふ) 箕子操(操は曲といふが如し、琴曲の名とせしなり) 聖人之心(心は胸部の内を指す) 七竅(七つのあな)
摘要 殷の紂王無道なるがため、箕子佯狂して隠れ、比干心を刺されて殺され、微子去りて周に歸し、三人の進退各異なりと雖も、其の忠臣たるを失はず、孔子も之を稱して、殷に三仁ありと云ひしことを述ぶ。

原文 武王伐紂。伯夷叔齊叩馬而諫。在右欲兵之。太公曰。此義人也。扶

請方 武王紂を伐つ。伯夷叔齊馬を叩へて諫む。左右之を兵さんと欲す。太公曰く、此

○伯夷叔齊、武王を諫むる語に曰く

智伯の臣豫讓、欲爲之報仇。乃詐爲刑人、挾匕首、入襄子宮中、塗廁。左右欲殺之。襄子曰：「智伯死無後、而此人欲爲報仇、眞義士也。吾謹避之耳。」讓又漆身爲癩、吞炭爲啞。行乞於市。其妻不識也。其友識之。泣曰：「以子之才、臣事趙孟、必得近幸。子乃爲所欲爲、顧不易邪？何乃自苦如此？」讓曰：「委質爲臣、而求殺之。是二心也。吾所以爲此者、將以愧天下後世之爲人臣、而懷二心者也。後又伏於橋下、欲殺襄子。襄

○豫讓、智伯の臣にして、之を殺すに志あり。乃ち刑人を詐りて、匕首を挾み、襄子の宮中に入り、廁に塗る。左右、之を殺さんと欲す。襄子曰く、智伯死して後、而此人、之を報復するに志あり、眞の義士也。吾、之を避るべし。讓、又漆を身に塗り、癩を爲し、炭を吞み、啞を爲す。市中を乞ふ。其妻、之を識らず。其友、之を識り、泣きて曰く、子は才あり、趙孟に事し、必ず近幸を得ん。子は乃ち之を爲さんと欲す、而して自苦如此。讓曰く、臣として、之を殺さんと欲す、是れ二心也。吾、此を爲す所以は、天下後世の爲人臣にして、二心を懷く者、之を愧しめんとするなりと。後、橋下に伏して、襄子を殺さんと欲す。襄子、之を殺せり。

飲器。智伯之臣豫讓。欲爲之報仇。乃詐爲刑人。挾匕首。入襄子宮中。塗廁。左右欲殺之。襄子曰。智伯死無後。而此人欲爲報仇。眞義士也。吾謹避之耳。讓又漆身爲癩。吞炭爲啞。行乞於市。其妻不識也。其友識之。泣曰。以子之才。臣事趙孟。必得近幸。子乃爲所欲爲。顧不易邪。何乃自苦如此。讓曰。委質爲臣。而求殺之。是二心也。吾所以爲此者。將以愧天下後世之爲人臣。而懷二心者也。後又伏於橋下。欲殺襄子。襄

以て飲器と爲す、智伯の臣豫讓之がために仇を報いんと欲し、乃ち詐はりて刑人となり、匕首を挾みて、襄子の宮中に入り、廁に塗る。左右之を殺さんと欲す。襄子曰く、智伯死して後無し。而して此の人爲に仇を報ひんと欲するは、眞に義士なり。吾謹みて之を避んのみと。讓又身に漆して癩となり、炭を吞みて啞となり、市に行乞す、其の妻識らず、其の友之を識り、泣て曰く、子之才を以て趙孟に臣事せば、必ず近幸を得ん。子乃ち爲んと欲するところを爲す、顧ふに易からずや。何ぞ乃ち自ら苦むこと此の如くなるかと、讓曰く、之を委して臣となり、而して之を殺さんと欲す、是れ二心なり。吾此を爲す所以のものは、將に以て天下後世の人臣となりて二心を懷く

子殺之

字義 漆其頭(鬪讓に漆を塗るなり) 飲器(さかづき) 刑人(囚徒にして役に就くもの) 匕首(短劍なり) 塗廁(かはやの壁を塗るなり) 爲癩(癩病の如くよそほふ) 吞炭(灰汁を呑み聲を啞らす) 行乞(食を乞ひ行く) 近幸(近け愛せらる) 委質(君臣の義を訂するとき質を捧るなり)

摘要 豫讓、君の仇を報せんとして、其の身を苦むるの孤忠を述ぶ、然れども豫讓は後世忠臣の龜鑑たらんを欲し、漫に詐を以て趙襄子に近かず、目的のためには手段を擇ばすと云ふもの、以て豫讓に愧づべし。

原文 王孫賈事齊閔王。王出走。賈失王之處。其母曰。女朝去而晚來。則吾倚門而望。女莫出而不還。則吾倚閭而望。女今事王。王出走。女不知其處。女尙何歸。王孫賈乃入市中曰。淖

諱方 王孫賈齊の閔王に事へ、王出走し、賈王の處を失ふ。其の母曰く、女朝に去りて晚に來れば、則ち吾門に倚りて望む。女暮に出で、還らざれば、則ち吾閭に倚りて望む。女今王に事へ、王出走す、女其の處を知らず。女尙何ぞ歸るやと。王孫賈市中に入て曰く、

○豫讓、智伯の臣にして、之を殺すに志あり。乃ち刑人を詐りて、匕首を挾み、襄子の宮中に入り、廁に塗る。左右、之を殺さんと欲す。襄子曰く、智伯死して後、而此人、之を報復するに志あり、眞の義士也。吾、之を避るべし。讓、又漆を身に塗り、癩を爲し、炭を吞み、啞を爲す。市中を乞ふ。其妻、之を識らず。其友、之を識り、泣きて曰く、子は才あり、趙孟に事し、必ず近幸を得ん。子は乃ち之を爲さんと欲す、而して自苦如此。讓曰く、臣として、之を殺さんと欲す、是れ二心也。吾、此を爲す所以は、天下後世の爲人臣にして、二心を懷く者、之を愧しめんとするなりと。後、橋下に伏して、襄子を殺さんと欲す。襄子、之を殺せり。

の爲めに
仇を報ぜしむるや

齒亂齊國。殺閔王。欲與我誅齒者。祖右。市人從之者四百人。與誅淖齒。刺而殺之。

淖齒齊國を亂り、閔王を殺す、我と齒を誅せんと欲するものは右を祖けと、市人之に從ふもの四百人、與に淖齒を誅し、刺して之を殺せり。

字義 倚閔(倚は里門なり、我子の歸るを待ちわびて家を出で里外れの門に至り、よりかかりて待つなり)

摘要 王孫賈其の母に激勵せられて、逆臣を誅したる事を記す。

原文 白季使過冀。見冀缺耨。其妻

讀方 白季使して冀を過ぎ、冀缺耨り、

其の妻之に歸す、敬みて相待つこと賓の如し之と與に歸り、諸を文公に言ひて曰く、敬は徳の聚なり、能く敬すれば必ず徳あり、徳は以て民を治む、君請ふ之を用ゐよ、臣聞く門事如祭。仁之則也。文公以爲下軍大夫。

其の妻之に歸す、敬みて相待つこと賓の如し之と與に歸り、諸を文公に言ひて曰く、敬は徳の聚なり、能く敬すれば必ず徳あり、徳は以て民を治む、君請ふ之を用ゐよ、臣聞く門事如祭。仁之則也、文公以て下軍大夫と爲す。

字義 饋之(食を遺る、即ち辨當を運ぶ也)

相待如賓(夫婦相敬するの禮賓客に對する

○其の徳
見て其の徳
の人の見
しきの人
登る如く
此の如く
に賢く
しに遺る
べしと云ふ
野無

如し)與之歸(夫婦を伴れて國に歸る)出門如賓(家の門外に出れば賓客の如く禮を正して身を慎むべし)承事如祭(君より承はりし事を祭るが如く心の誠を盡すべしとなり)仁之則(人道の規則)

摘要 冀缺夫妻の禮に厚きを見て、白季之を其の君文公に推舉し、官職を與へし事を記す。夫妻の賢固より稱すべきも、白季の賢は更に歎美すべし。

原文 公父文伯之母。季康子之從祖叔母也。康子往焉。闔門而與之言。皆不踰闕。仲尼聞之。以爲別於男女之禮矣。

讀方 公父文伯の母は季康子の從祖叔母なり。康子往き、門を闔きて之と言ふに、皆闕を踰えず。仲尼之を聞き、以爲く男女に別あるの禮なりと。

摘要 至親の間といへども男女の別を嚴にして禮を守るを稱するなり。皆は俱にの意、相語るに雙方闕を隔つるなり。

原文 衛共姜者。衛世子共伯之妻也。共伯蚤死。共姜守義。父母欲奪而嫁之。共姜不許。作柏舟之詩。以死自誓。

讀方 衛の共姜は衛の世子共伯の妻なり。共伯蚤く死し、共姜義を守る、父母奪ひて之を嫁せしめんと欲するも、共姜許さず。柏舟の詩を作り、死を以て自ら誓ふ。

○至親の
間とも
別ある
此の如
し

○共伯は
衛の世子
の弟は
餘り名は
和に死め
すらに和
ずれば死
自の成る
衛の公

字義 守義(貞女兩夫に見えずの義を守るなり) 柏舟之詩(詩經、庸の國風に見ゆ)
摘要 共姜寡婦となりて、堅く貞節を守り、父母の命といへども、再び人に嫁がざるを稱す。

原文 蔡人妻。宋人之女也。既嫁而夫有惡疾。其母將改嫁之。女曰。夫之不幸。乃妾之不幸也。奈何去之。適人之道。與之醮。終身不改。不幸遇惡疾。彼無大故。又不遣妾。何以得去。終不聽。

讀方 蔡人の妻は宋人の女なり。既に嫁して夫に惡疾あり。其の母將に之を改め嫁せしめんすとす。女曰く、夫の不幸は乃ち妾の不幸なり。奈何ぞ之を去らん。人に適くの道、一たび之と醮すれば、終身改めず。不幸にして惡疾に遇ふ。彼大故なくんば、又妾を遣らず。何を以て去るを得んと。終に聽かず。

字義 惡疾(癩なり) 醮(婚姻の盡を取交す) 大故(死去を指す)

右明倫

原文 孟子曰。伯夷目不視惡色。耳不聽惡聲。耳に惡聲を聽かずと。

讀方 孟子曰く、伯夷は目に惡色を視ず、

不聽惡聲

字義 惡色(惡聲(心を亂すべき聲色なり))

原文 子游爲武城宰。子曰。女得人焉耳乎。曰有澹臺滅明者。行不由徑。非公事未嘗至於偃之室也。

摘要 澹臺滅明の謹嚴正直、能く人を化し治に補めるを稱す。

原文 高柴自見孔子。足不履影。啓蟄不殺。方長不折。衛轅之難。出而門閉。或曰。此有徑。子羔曰。吾聞之。君子不徑。曰此有寶。子羔曰。吾聞之。君子不寶。有間使者至。門啓而出。

字義 不履影(人の影を履まざる也) 啓蟄(蟲の春暖に乗じて蠢き出る也) 方長(草木の發生する時也) 衛轅之難(衛の靈公卒して其の孫轅立て君となる、轅の父黻出奔し

○子游姓は言、名は褒。
 ○行不由徑は行を直に取らず、徑の行しきを云ふ。
 ○高柴は即ち子車なり。子羔と云ふ。
 ○君子は行に由らずなり。此の謂なり。

て外に在り、來りて國に入らんとす、輒之を拒みて戰ふ(竇(いぬくゞりの小門)

摘要 高子羔危難に臨みて猶禮を守り、苟くも免るゝことを爲さざる君子の風あるを稱す。

原文 南容三復白圭。孔子以其兄之子妻之。
讀方 南容白圭を三復す、孔子其の兄の子を以て之に妻はす。

字義 白圭(大雅抑の篇の詩なり、曰く白圭の玷けたるは尙磨すべし、斯言の玷けたるは爲むべからずと、南容此の詩を反覆誦誦して、言語の慎しむべきを識す、孔子其の人となりを知り、兄の子を以て其の妻と爲す)

原文 子路無宿諾。
讀方 子路諾を宿むることなし。

字義 無宿諾(宿は留むなり、一旦承引きたる事は時日に移さず、直に實行するを、諾を宿むることなしといふなり。舊説宿をアラカジメと訓じ、豫の義に解す、非なり。)

原文 孔子曰。衣敝緼袍。與衣狐貉。立而不恥者。其由也與。
讀方 孔子曰く、敝れたる緼袍を衣て、狐貉を衣たるものと立ちて恥ぢざるものは其れ由か。

字義 敝緼袍(破れたる布子、賤者の服なり) 狐貉(皮の貴きもの、貴人の服なり)

原文 鄭子臧出奔宋。好聚鷓冠。鄭
讀方 鄭の子臧宋に出奔し、聚鷓冠を好む

○南容名子適人

○子路字仲由

○左傳四年二十四

○鷓冠一名鷓鴣冠、郭註、鷓鴣、色似鷓鴣、生於林、其羽、毛、珍、貴、也、鄭、子、臧、好、聚、之、以、爲、衣、也、

○公父文伯、伯、高、官、人、也、文、伯、子、適、也、文、伯、子、適、也、文、伯、子、適、也、

伯聞而惡之。使盜殺之。君子曰。服之不衷。身之災也。詩曰。彼己之子。不稱其服。子臧之服。不稱也夫。

字義 聚鷓冠(鷓鴣の羽を聚めて飾りたる冠蓋し貴重品の品なり) 服之不衷(身分不相應の衣服を著るなり) 彼己之子(曹風候人篇の詩なり)

摘要 身分に相應せざる服装は、身の禍となる例を述ぶ。

原文 公父文伯退朝。朝其母。其母方績。文伯曰。以歎之家。而主猶績乎。其母嘆曰。魯其亡乎。使童子備官。而未之聞邪。居吾語汝。夫民勞則思。思則善心生。逸則淫。淫則忘善。則惡心生。沃土之民不材。淫也。瘠土之民莫

讀方 公父文伯朝より退きて其の母に朝す其の母方に績す、文伯曰く歎の家を以て主猶績するかと、其の母嘆じて曰く、魯は其れ亡びんかと、童子をして官に備へしめて未だ之を聞ずや、居れ吾女に語らん。夫れ民勞すれば則ち思ふ、思へば則ち善心生ず。逸すれば則ち淫す、淫すれば則ち善を忘る。善を忘るれば則ち惡心生ず。沃土の民は材あらず、淫

生。沃土之民不材。淫也。瘠土之民莫

を屈して
紘となし
以て飾と
爲すと

不嚮義。勞也。是故王后親織玄紘。公侯之夫人加以紘紘。卿之內子爲大帶。命婦成祭服。列士之妻加之以朝服。自庶士以下皆衣其夫。社而賦事。烝而獻功。男女效績。愆則有辟。古之制也。吾冀而朝夕修。我曰必無廢先人。爾今日胡不自安。以是承君之官。予懼穆伯之絕嗣也。

すればなり、瘠土の民は義に嚮はざるなし、勞すればなり。是故に王后親ら玄紘を織り、公侯の夫人加ふるに紘紘を以てす。卿の内子大帯を爲し、命婦祭服を成し、列士の妻之に加ふるに朝服を以てし、庶士より以下皆其の夫に衣し、社して事を賦し、烝して功を獻じ男女績を效し、愆れば則ち辟あり、古の制なり、吾冀ひて朝夕に修せん。我曰ふ必ず先人を廢することなかれと、爾今日も、胡ぞ自ら安んぜざると、是を以て君の官を承く、予穆伯の嗣を絶んことを懼ると。

○先人を
廢すれば
祖先の徳
家を傷け
す門を汚
となかり
と伯の祖
文伯の祖

字義

績(絲をつむぐ) 歎(公文文伯の名)

童子(文伯を指す、俗に小僧といふが如し)

沃土(肥えたる土地) 瘠土(瘠せたる土地) 玄紘(玄は黒色紘は冠の飾絲) 紘紘(共に冠の附屬品) 内子(夫人なり) 命婦(大夫の妻) 列士(元士即ち上士) 庶士(下士) 社而賦事(春分の候神を祭りて農桑の務に服す) 烝而獻功(烝は冬の祭なり、功は五穀布帛)

の功即ち一年の成功を神に告ぐる也) 愆則有辟(業に怠り務を廢して、功を收めざるものは即ち罰せらる) 無廢先人(祖先の業を怠るなかれとの意) 胡不自安(文伯母に對して其の勤勞を止むる言を指す) 穆伯(文伯の祖先なり)

摘要

文伯の母、勤儉を以て我子を戒むる言を記す。蓋し文伯、母の老いて勞するを慰め安樂の地に置んと欲するものなれども、其の語氣を察するに富貴に誇るの意あるを以て、母之を憂ひ、叮嚀反覆之を戒飭せるなり。松下禪尼手づから障子の破れを繕るひて、北條時頼を戒めたると事相似たり、北條氏の悖逆を以て、天下を宰すること九代の久しきに至るもの専ら勤儉の美德に由り、泰時之を初に教へ、禪尼之を中さらに訓戒す。勤儉の功亦大ならずや。

原文 孔子曰。賢哉回也。一簞食。一瓢飲。在陋巷。人不堪其憂。回不改其樂。賢哉回也。

讀方

孔子曰く、賢なるかな回や、一簞の食、一瓢の飲、陋巷にあり、人は其の憂に堪へず、回や其の樂を改めず、賢なるかな回やと。

評論

顔回貧苦を以て道を楽しむの心を變へざるを稱揚せるなり。孔子賢なるかな回やの語を再びするもの讚歎の極なり。此心を以て官に在らば、富貴のために心を亂すことなきや

○簞は竹
器、食を
盛るに用
う。顔回字
は子淵、門
孔子の稱
あり。聖の

一草十名録
右通論の有影

小學大全 内篇
必せり。

右敬身

○朱子曰
物有則事有法
美則物有則事有法
目則物有則事有法
則則物有則事有法
父則物有則事有法
孝則物有則事有法
則則物有則事有法
所乘執是常性
なり云々

外篇

原文 詩曰。天生烝民。有物有則。民之秉彜。好是懿德。孔子曰。爲此詩者。其知道乎。故有物必有則。民之秉彜也。故好是懿德。歷傳記。接見聞。述嘉言。紀善行。爲小學外篇。

字義 烝民(もろくの民、衆民に同じ) 有物有則(二事一物皆一定の法則あり) 秉彜(秉は取なり、彜は常なり、常法を取りて守るなり) 懿德(大なる美德) 嘉言(聖賢の言にして人の軌範と爲すべきもの)

摘要 孔子詩經の句を引て、天の民を生ずる必ず一定の法則あり守るべきを稱し、此詩をつくるものは、道を知るものなりと云へり。こゝに此れを基礎として古聖賢の言行を輯むとなり。

小學大全 外篇

讀方 詩に曰く。天生烝民を生ず、物あれば則あり、民の秉彜、是懿德を好す。孔子曰く、此の詩を爲るものは其れ道を知るかと。故に物あれば必ず則あるは民の秉彜なり。故に是の懿德を好す。傳記を歴し、見聞を接へ嘉言を述べ、善行を紀して、小學外篇を爲る。

嘉言第五

○宋張子厚生號

○原又 橫渠張先生曰。教小兒。先要安祥恭敬。今世學不講。男女從幼便驕惰壞了。到長益兇狠。只為未嘗為子弟之事。則於其親。已有物我。不肯屈下。病根常在。又隨所居。而長。至死只依舊。為子弟則不能安灑掃應對。接朋友則不能下朋友。有官長則不能下官長。為宰相則不能下天下之賢。甚則至於徇私意。義理都喪也。只為病根不去。隨所居所

讀方 橫渠張先生曰。小兒を教ふるには先づ安祥恭敬を要す。今世學講せず。男女幼より便ち驕惰に壞了せられ。長するに到りて益兇狠只未だ嘗て子弟の事を爲さしめざるがために則ち其の親に於ける已に物我あり。肯て屈下せず。病根常にあり。又居る所に隨ひて長じ。死に至るまで只舊に依り。子弟となれば則ち灑掃應對に安んずる能はず。朋友に接すれば則ち朋友に下る能はず。官長あれば則ち官長に下る能はず。宰相となれば則ち天下の賢に下る能はず。甚しきは則ち私意に徇ひて義理都て喪ふに至る。只病根の去らざるがため居る所接する所に隨ひて長す。

○宋大楊字伯子

○字義 安祥恭敬(かちつきてうやくし) 驕惰壞了(驕慢と怠惰のため)に兒童の心性を壞らる(兇狠(兇惡亂暴)子弟之事灑掃應對より始める子弟の行ふべき事) 物我(物と我との區別を立て、相爭ふ心なり) 原又 楊文公家訓曰。童穉之學。不止記誦。養其良知良能。當以先入之言為主。日記故事。不拘今古。必先以孝弟忠信禮義廉恥等。事如黃香扇枕。陸績懷橘。叔敖陰德。子路負米之類。只如俗說。便曉此道理。久久成熟。德性若自然矣。

讀方 楊文公の家訓に曰く、童穉の學は止記誦のみならず、其の良知良能を養ひ、當に先入の言を以て主となすべし、日に故事を記さしめ、今古に拘らず、必ず先づ孝弟忠信禮義廉恥等の事を以てし、黃香の枕を扇ぎ、陸績の橘を懐にし。叔敖の陰德、子路の米を負ふの類の如き、只俗説の如くにして、便ち此の道理を曉し、久々に成熟せば、徳性自然の如くならん。

字義

童穉之學(子供の學問) 記誦(書籍を讀みて諳んずること) 良知良能(自然に備はれる智識才能にして良心の發動に由るもの) 先入之言(第一に心に染むべき言) 黃香

○此條は兒童の學問を記す事なり。先づ徳性を養ふべき事なり。云々

○極めて
俗の語
に於て
世に於
格言なり
○諸葛
孔明は
字孔明
信じて
○是の
字は明
卓の古
卓の古
卓の古
卓の古

不得。猶爲謹救之士。所謂刻鵠不成。尚類鶩者也。效季良不得。陷爲天下輕薄士。所謂畫虎不成。反類狗者也。

字義

譏議(人を譏り議すること) 輕俠客(輕薄にして義俠をよそほふ者) 交趾(今の安南地方) 聞父母之名(父母の名は耳に聞くも口に言ふべからず) 敦厚周慎(おとなしくおちついてつゝしみふかし) 口無擇言(言に粗忽なきなり) 謙約(身をへりくだる) 廉公(廉直公平) 清濁無所失(善惡何れにもよし) 謹救(つゝしみふかし)

原文

漢昭烈將終。勅後主曰。勿以惡小而爲之。勿以善小而而不爲。

讀方

漢の昭烈將に終らんとし、後主に勅して曰く、惡の小なるを以て之を爲すことなかれ、善の小なるを以て爲さざることなかれと。

字義

昭烈(蜀の先主劉備字は玄德なり) 後主(昭烈の子劉禪なり) 諸葛武侯戒子書。曰。君子之

讀方

諸葛武侯子を戒むる書に曰く、君子

○諸葛孔明は字孔明信じて是の字は明卓の古卓の古卓の古卓の古

行。靜以修身。儉以養德。非澹泊無以明志。非寧靜無以致遠。夫學須靜也。才須學也。非學無以廣才。非靜無以成學。慆慢則不能精。險躁則不能理。性年與時馳。意與歲去。遂成枯落。悲歎窮廬。將復何及也。

字義

澹泊(名利に淡きなり) 寧靜(しづかにおちつく) 輕躁(ならざるなり) 慆慢(心おちりて事をあろそかにす) 險躁(兇險輕躁) 心けはしくかるはづみのこと 枯落(老衰して零落るゝ也)

原文

柳玘嘗著書。戒其子弟。曰。夫壞名災已辱先喪家。其失尤大者五。

讀方

柳玘嘗て書を著はし、其の子弟を戒めて曰く、夫れ名を壞り己に災し先を辱し

○唐の柳直史 柳玘の御史 大史の御史

小學四書講
18.9 4行月かす

士○現の現に就ひ華修紳
私に就いては、
の時に事げたり、
論るの事、
談論の酒、
供に溺れ、
利に五、
比す、
讀み、
ひび、
論に、
足らざるに、

宜深誌之。其一自求安逸。靡甘澹泊。苟利於己。不恤人言。其二不知儒術。不悅古道。憚前經而不恥。論當世而解頤。身既寡知。惡人有學。其三勝己者厭之。倭己者悅之。唯樂戲談。莫思古道。聞人之善嫉之。聞人之惡揚之。浸漬頹僻。鎖刻德義。簪裾徒在。廝養何殊。其四崇好優游。耽嗜麴蘖。以銜杯爲高致。以勤事爲俗流。習之易荒。覺已難悔。其五急於名官。匿近權要。一資半級。雖

一九〇
め家を喪ふ、其の失尤も大なるもの五、宜しく深く之を誌すべし。其の一は自ら安逸を求め、澹泊に甘んずることなく、苟も己に利あれば、人言を恤へず、其の二は儒術を知らず古道を悦ばず、前經に憚りて恥ぢず、當世を論じて頤を解き、身既に知寡くして、人の學あるを惡む。其の三は己に勝るものは之を厭ひ、己に倭するものは之を悦び、唯戲談を樂みて古道を思ふことなく、人の善を聞けば之を嫉み、人の惡を聞けば之を揚げ、頹僻に浸漬して德義を銷刻し、簪裾徒にあれども廝養と何ぞ殊ならん。其の四は優游を崇好し麴孽を耽嗜し、杯を銜むを以て高致となし、事を勤むるを以て俗流となし、之を習ひて荒み易く、覺れば己に悔難し、其の五は名官に

或得之。衆怒群猜。鮮有存者。余見名門右族。莫不由祖先忠孝勤儉以成立之。莫不由子孫頑率奢傲以覆墜之。成立之難。如升天。覆墜之易。如燎毛。言之痛心。爾宜刻骨。

急にして權要に匿近し一資半級或は之を得るといへども、衆怒り群猜ひ、存するものあるなし、余名門右族を見るに、祖先の忠孝勤儉により以て之を成立せざるなり、子孫の頑率奢傲によりて以て之を覆墜せざるなし。成立の難きは天に升るが如く、覆墜の易きは毛を燎すが如し。之を言へば心を痛ましむ、爾宜しく骨に刻すべし。

181P

○范質字は文素

字義 壞名(名譽を傷く) 辱先(先祖の名を汚す) 澹泊(質素なり、贅澤せざるなり) 不恤人言(人の云ふことを顧みず) 論當世而解頤(現代政治の事などを談論して、笑ひ興する也) 浸漬頹僻(悪しきことに染むなり、頗は偏りて正を失ひ、僻はひがむこと) 簪裾徒在(衣服こそ著けたれといふ意、簪は頭飾、裾はすそ) 廝養(つかひこもの、奴僕なり) 崇好優游(あそぶことをこのむ) 耽嗜麴蘖(酒に耽ること) 匿近權要(高位高官の人に近き狎る、也、匿は隠に同じ) 一資半級(一官一職の意)

原文 范魯公質爲宰相。從子杲嘗

范魯公質宰相となり、從子杲嘗て奏